

令和元年 第4回 飯塚市議会定例会 議案

議案番号	件名	摘要	ページ
99	令和元年度 飯塚市一般会計補正予算(第3号)		
100	令和元年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)		
101	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例		5
102	飯塚市土地開発公社の解散に伴う関係条例の整備に関する条例		15
103	飯塚市監査委員条例の一部を改正する条例		20
104	飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例		22
105	飯塚市森林整備基金条例		32
106	飯塚市ふるさと応援基金条例		34
107	飯塚市都市公園体育施設条例及び飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例		36
108	飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例		42
109	飯塚市印鑑条例等の一部を改正する条例		44
110	飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ条例の一部を改正する条例		48
111	飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		53
112	飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例		55
113	契約の締結(穂波庁舎大規模改修工事)		57

議案番号	件名	摘要	ページ
114	飯塚市土地開発公社の解散		65
115	土地の取得(目尾地域開発事業敷及び飯塚駅前広場整備事業用地敷)		66
116	財産の処分(山倉)		71
117	土地の処分(鯉田工業団地)		74
118	指定管理者の指定(いいづかスポーツ・リゾート)		77
119	指定管理者の指定(飯塚市庄内生活体験学校)		80
120	指定管理者の指定期間の変更(庄内温泉筑豊ハイツ)		83
121	新市建設計画の一部変更		84
122	市道路線の認定		85
123	専決処分の承認(令和元年度 飯塚市一般会計補正予算(第2号))		90
124	人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること		
125	人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること		
126	人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること		
127	人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること		
128	人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること		

議案番号	件名	摘要	ページ
認定 第1号	平成30年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定		91
認定 第2号	平成30年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定		92
認定 第3号	平成30年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定		93
認定 第4号	平成30年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定		94
認定 第5号	平成30年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定		95
認定 第6号	平成30年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定		96
認定 第7号	平成30年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定		97
認定 第8号	平成30年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定		98
認定 第9号	平成30年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定		99
認定 第10号	平成30年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定		100
認定 第11号	平成30年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定		101
認定 第12号	平成30年度 飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定		102
認定 第13号	平成30年度 飯塚市水道事業会計決算の認定		103
認定 第14号	平成30年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定		104
認定 第15号	平成30年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定		105

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、関係条例の規定の整備を行うため、本案を提出するものである。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例

(公益的法人等への飯塚市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第1条 公益的法人等への飯塚市職員の派遣等に関する条例(平成18年飯塚市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改め、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

第10条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改め、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(飯塚市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 飯塚市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年飯塚市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)」に改める。

第3条中「地方公務員法」を「法」に改め、「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(飯塚市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 飯塚市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成18年飯塚市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第4条第2項中「飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)」の次に「及び飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(令和元年飯塚市条例第 号)」を加える。

(飯塚市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 飯塚市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成18年飯塚市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条中「給料及び地域手当の月額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(令和元年飯塚市条例第 号)第8条に規定する額を除く。))」を加え、「給与から」を削る。

(飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年飯塚市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

(会計年度任用職員等の勤務時間、休暇等)

第19条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3の規定により臨時的に任用された職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で別に定める。

(飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 飯塚市職員の育児休業等に関する条例(平成18年飯塚市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第26条第1項」の次に「及び飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(令和元年飯塚市条例第 号。以下「会計年度任用職員給与等条例」という。)第12条第1項」を、「育児休業をしている職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))の場合にあっては、当該基準日を含む任期(当該任期の初日前から

引き続き当該職として任用しているときは、当該職にある期間を通算する。)が6月以上の会計年度任用職員(会計年度任用職員給与等条例第12条第1項第1号の規定により任期の定めが6月以上とみなされる会計年度任用職員を含む。))」を加える。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。))」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。))」を加える。

第21条中「給与条例第18条」の次に「(会計年度任用職員の場合にあっては、会計年度任用職員給与等条例第10条)」を加え、「給与条例第24条」の次に「(会計年度任用職員の場合にあっては、会計年度任用職員給与等条例第7条第4項)」を加える。

(飯塚市職員の共済福利厚生制度に関する条例の一部改正)

第7条 飯塚市職員の共済福利厚生制度に関する条例(平成18年飯塚市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。))」に改め、「非常勤の職員」の次に「(法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))」を、「臨時の職員」の次に「、任期付短時間勤務職員」を加え、「再任用短時間勤務職員」を「再任用職員」に改める。

(飯塚市職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び」を「、」に改め、「教育職員」の次に「、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び法第22条の3に規定する臨時的任用職員」を加える。

第32条を次のように改める。

(会計年度任用職員及び臨時的任用職員の給与)

第32条 会計年度任用職員の給与(報酬を含む。)については、この条例の規定にかかわらず、職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

2 臨時的任用職員の給与に関し必要な事項は、常勤の職員及び会計年度任用職員の給与等を考慮しつつ、その職務内容、勤務形態等を勘案して別に定める。

(飯塚市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 飯塚市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年飯塚市条

例第46号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)」を「、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)」に改め、「再任用職員」の次に「並びに法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」を加える。

第14条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)」を「法」に改め、「同法」を「法」に改める。

第15条中「地方公務員法」を「法」に、「同法」を「法」に改める。

第18条中「地方公務員法」を「法」に改める。

第19条を次のように改める。

(臨時的任用職員の給与)

第19条 法第22条の3に規定する臨時的任用職員の給与に関し必要な事項は、常勤の職員及び会計年度任用職員の給与等を考慮しつつ、その職務内容、勤務形態等を勘案して別に定める。

第21条の見出し中「再任用職員についての」を削り、同条に次の1項を加える。

2 第5条から第7条まで、第15条及び第17条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

(飯塚市企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 飯塚市企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年飯塚市条例第209号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)」を「、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)」に改め、「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」を加える。

第3条に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の給料の額及び支給方法は、飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(令和元年飯塚市条例第 号)の適用を受ける職員との権衡を考慮して企業管理者が別に定める。

第15条中「支給する」を「支給し、6月1日及び12月1日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1項に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員についても、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)第2条に規定する職員の例により支給するものとする」に改める。

第23条の見出し中「非常勤職員」を「臨時的任用職員」に改め、同条中「企業局企業職員で職員以外のもの」を「法第22条の3に規定する臨時的任用職員」に改める。

第24条の見出し中「再任用職員についての」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 第4条から第7条まで、第13条、第16条、第20条及び第22条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>○公益的法人等への飯塚市職員の派遣等に関する条例(第1条関係) (職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4) (略)</p>	<p>○公益的法人等への飯塚市職員の派遣等に関する条例(第1条関係) (職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4) (略)</p>
<p>○飯塚市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(第2条関係) (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)</u>第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>	<p>○飯塚市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(第2条関係) (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)</u>第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時に任用された職員及び非常勤職員(<u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>
<p>○飯塚市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(第3条関係) (休職の効果)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p> <p>第4条 (略)</p>	<p>○飯塚市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(第3条関係) (休職の効果)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第4条 (略)</p>

<p>2 休職期間中の給与については、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)及び飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(令和元年飯塚市条例第 号)で定める。</p>	<p>2 休職期間中の給与については、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)で定める。</p>
<p>○飯塚市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(第4条関係) (減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上1年以下の期間、給料及び地域手当の月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(令和元年飯塚市条例第 号)第8条に規定する額を除く。))の合計額の5分の1以下に相当する額を減ずる。</p>	<p>○飯塚市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(第4条関係) (減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上1年以下の期間、給料及び地域手当の月額の合計額の5分の1以下に相当する額を給与から減ずる。</p>
<p>○飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(第5条関係) (会計年度任用職員等の勤務時間、休暇等)</p> <p>第19条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3の規定により臨時的に任用された職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で別に定める。</p>	<p>○飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(第5条関係) (非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第19条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が市長の承認を得て別に定める。</p>
<p>○飯塚市職員の育児休業等に関する条例(第6条関係) (育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)第26条第1項及び飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(令和元年飯塚市条例第 号。以下「会計年度任用職員給与等条例」という。)第12条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の場合にあつては、当該基準日を含む任期(当該任期の初日前から引き続き当該職として任用しているときは、当該職にある期間を通算する。)が6月以上の会計年度任用職員(会計年度任用職員給与等条例第12条第1項第1号の規定により任期の定めが6月以上とみなされる会計年度任用職員を含む。))のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第29条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 (育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇</p>	<p>○飯塚市職員の育児休業等に関する条例(第6条関係) (育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第29条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 (育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定め</p>

<p>給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第21条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第18条(会計年度任用職員の場合にあっては、会計年度任用職員給与等条例第10条)の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第24条(会計年度任用職員の場合にあっては、会計年度任用職員給与等条例第7条第4項)に規定する勤務1時間当たりの給与を減額して支給する。</p>	<p>る日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第21条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第24条に規定する勤務1時間当たりの給与を減額して支給する。</p>
<p>○飯塚市職員の共済福利厚生制度に関する条例(第7条関係) (設置)</p> <p>第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第42条の規定に基づき、職員(非常勤の職員(法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)、臨時の職員、任期付短時間勤務職員及び再任用職員を除く。)の相互共済福利増進及び元気回復を図ることを目的とする飯塚市職員厚生会(以下「厚生会」という。)を置く。</p>	<p>○飯塚市職員の共済福利厚生制度に関する条例(第7条関係) (設置)</p> <p>第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条の規定に基づき、職員(非常勤の職員、臨時の職員及び再任用短時間勤務職員を除く。)の相互共済福利増進及び元気回復を図ることを目的とする飯塚市職員厚生会(以下「厚生会」という。)を置く。</p>
<p>○飯塚市職員の給与に関する条例(第8条関係) (定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員、法第57条に規定する単純な労務に雇用される者、飯塚市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成20年飯塚市条例第43号)の規定に基づき任期を定めて採用する教育職員、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び法第22条の3に規定する臨時的任用職員を除く。)をいう。</p> <p>(会計年度任用職員及び臨時的任用職員の給与)</p> <p>第32条 会計年度任用職員の給与(報酬を含む。)については、この条例の規定にかかわらず、職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。</p> <p>2 臨時的任用職員の給与に関し必要な事項は、常勤の職員及び会計年度任用職員の給与等を考慮しつつ、その職務内容、勤務形態等を勘案して別に定める。</p>	<p>○飯塚市職員の給与に関する条例(第8条関係) (定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員、法第57条に規定する単純な労務に雇用される者及び飯塚市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成20年飯塚市条例第43号)の規定に基づき任期を定めて採用する教育職員を除く。)をいう。</p> <p>(臨時又は非常勤の職員の給与)</p> <p>第32条 臨時又は非常勤の職員には、他の職員との給与の均衡を考慮して市長の定める基準に従い、予算の範囲内において、任命権者が定める給与を支給する。</p>
<p>○飯塚市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(第9条関係) (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)附則第5項の規定に基づき、単純な労務に雇用される一般職に属する職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項並びに第28条の5第1項の規定により採用された再任用職員並びに法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「職員」という。)の給与の種類及び基準に関し</p>	<p>○飯塚市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(第9条関係) (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)附則第5項の規定に基づき、単純な労務に雇用される一般職に属する職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項並びに第28条の5第1項の規定により採用された再任用職員(以下「職員」という。)の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

<p>必要な事項を定めるものとする。 (期末手当)</p> <p>第14条 期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対し、在職期間に応じて支給する。6月1日及び12月1日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員についても、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)第2条に規定する職員(以下「一般職員」という。)の例により支給する。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第15条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対し、勤務成績に応じて支給する。6月1日及び12月1日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員についても、一般職員の例により支給する。</p> <p>(専従退職者の給与)</p> <p>第18条 法第55条の2第1項ただし書の許可又は地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項の規定により準用される同法第6条第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。</p> <p>(臨時的任用職員の給与)</p> <p>第19条 法第22条の3に規定する臨時的任用職員の給与に関し必要な事項は、常勤の職員及び会計年度任用職員の給与等を考慮しつつ、その職務内容、勤務形態等を勘案して別に定める。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第21条 第5条及び第7条の規定は、再任用職員には適用しない。</p> <p>2 第5条から第7条まで、第15条及び第17条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。</p> <p>○飯塚市企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(第10条関係) (給与の種類)</p> <p>第2条 企業局企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第14条 期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対し、在職期間に応じて支給する。6月1日及び12月1日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員についても、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)第2条に規定する職員(以下「一般職員」という。)の例により支給する。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第15条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対し、勤務成績に応じて支給する。6月1日及び12月1日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員についても、一般職員の例により支給する。</p> <p>(専従退職者の給与)</p> <p>第18条 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の許可又は地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項の規定により準用される同法第6条第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。</p> <p>(臨時又は非常勤の職員の給与)</p> <p>第19条 臨時又は非常勤の職員には、他の職員との給与の均衡を考慮して市長の定める基準に従い、予算の範囲内において、任命権者が定める給与を支給する。</p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第21条 第5条及び第7条の規定は、再任用職員には適用しない。</p> <p>○飯塚市企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(第10条関係) (給与の種類)</p> <p>第2条 企業局企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
--	---

<p>4 <u>前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の給料の額及び支給方法は、飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(令和元年飯塚市条例第 号)の適用を受ける職員との権衡を考慮して企業管理者が別に定める。</u> (期末手当)</p> <p>第15条 期末手当は、職員の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給し、6月1日及び12月1日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1項に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員についても、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)第2条に規定する職員の例により支給するものとする。 (臨時的任用職員の給与)</p> <p>第23条 法第22条の3に規定する臨時的任用職員については、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。 (適用除外)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 <u>第4条から第7条まで、第13条、第16条、第20条及び第22条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第15条 期末手当は、職員の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。</p> <p>(非常勤職員の給与)</p> <p>第23条 <u>企業局企業職員で職員以外のもの</u>については、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。 (再任用職員についての適用除外)</p> <p>第24条 (略)</p>
<p>附 則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	

飯塚市土地開発公社の解散に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

飯塚市土地開発公社が解散することに伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市土地開発公社の解散に伴う関係条例の整備に関する条例

(飯塚市情報公開条例の一部改正)

第1条 飯塚市情報公開条例(平成18年飯塚市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「並びに飯塚市土地開発公社」を削る。

第8条第2号中「国、地方公共団体及び土地開発公社」を「国及び地方公共団体」に改める。

第17条第1項中「飯塚市土地開発公社、」を削る。

(飯塚市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 飯塚市個人情報保護条例(平成18年飯塚市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「並びに飯塚市土地開発公社」を削る。

第14条第1項中「(飯塚市土地開発公社を含む。以下同じ。)」を削る。

第36条中「(飯塚市土地開発公社を除く。)」を削る。

(飯塚市債権管理条例の一部改正)

第3条 飯塚市債権管理条例(平成26年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「及び飯塚市土地開発公社」を削る。

(飯塚市土地開発基金条例の一部改正)

第4条 飯塚市土地開発基金条例(平成18年飯塚市条例第77号)の一部を次のように改正する。

第1条中「取得するため、及びこれらの目的のため飯塚市土地開発公社に貸し付け」を「取得し」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、飯塚市土地開発公社の解散に係る福岡県知事の認可の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に第1条及び第2条の規定による改正前の各条例の規定により飯塚市土地開発公社がした処分、手続その他の行為で、この条例の施行日以後第1条及び第2条の規定による改正後の各条例の規定により市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、市長がしたものとみなす。

3 この条例の施行日前に第1条及び第2条の規定による改正前の各条例の規定により飯塚市土地開発公社に対してなされた請求その他の行為で、この条例の施行日以後第1条及び第2条の規定による改正後の各条例の規定により市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、改正後の各条例の規定により市長に対してなされた請求その他の行為とみなす。

飯塚市土地開発公社の解散に伴う関係条例の整備に関する条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>○飯塚市情報公開条例(第1条関係) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。</p> <p>(2)・(3) (略) (適用除外)</p> <p>第8条 実施機関は、公開請求に係る情報が次の各号のいずれかに該当するときは、これを公開しないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益が著しく損なわれることが明らかなもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア～ウ (略)</p> <p>(3)・(4) (略) (出資法人等の情報公開)</p> <p>第17条 市が出資し、又は助成している法人その他の団体(一部事務組合及び広域連合を除く。以下「出資法人等」という。)の財務に関する情報は、地方公共団体の予算の執行の適正を期するため、長の調査権等を定めた地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条の規定の趣旨にのっとり、公開するものとする。</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>○飯塚市情報公開条例(第1条関係) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会並びに飯塚市土地開発公社をいう。</p> <p>(2)・(3) (略) (適用除外)</p> <p>第8条 実施機関は、公開請求に係る情報が次の各号のいずれかに該当するときは、これを公開しないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法人その他の団体(国、地方公共団体及び土地開発公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益が著しく損なわれることが明らかなもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア～ウ (略)</p> <p>(3)・(4) (略) (出資法人等の情報公開)</p> <p>第17条 市が出資し、又は助成している法人その他の団体(飯塚市土地開発公社、一部事務組合及び広域連合を除く。以下「出資法人等」という。)の財務に関する情報は、地方公共団体の予算の執行の適正を期するため、長の調査権等を定めた地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条の規定の趣旨にのっとり、公開するものとする。</p> <p>2～6 (略)</p>
<p>○飯塚市個人情報保護条例(第2条関係) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実施機関 市長、企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。</p>	<p>○飯塚市個人情報保護条例(第2条関係) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実施機関 市長、企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会並びに飯塚市土地開発公社をいう。</p>

<p>(3)～(5) (略) (目的外利用又は外部提供の原則禁止)</p> <p>第14条 実施機関は、第9条の規定により登録された業務に係る個人情報について、当該業務の目的の範囲を超える利用(他の実施機関に提供する場合を含む。以下「目的外利用」という。)又は当該業務の目的の範囲を超える市の機関以外のものへの提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。</p> <p>2～6 (略) (出資法人の義務)</p> <p>第36条 市が全額出資する法人が、この条例に規定する個人情報の保管等をするときは、当該個人情報の適正な取扱いに関し、必要な範囲内で実施機関に準じた措置を講じるものとする。</p>	<p>(3)～(5) (略) (目的外利用又は外部提供の原則禁止)</p> <p>第14条 実施機関は、第9条の規定により登録された業務に係る個人情報について、当該業務の目的の範囲を超える利用(他の実施機関に提供する場合を含む。以下「目的外利用」という。)又は当該業務の目的の範囲を超える市の機関(飯塚市土地開発公社を含む。以下同じ。)以外のものへの提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。</p> <p>2～6 (略) (出資法人の義務)</p> <p>第36条 市が全額出資する法人(飯塚市土地開発公社を除く。)が、この条例に規定する個人情報の保管等をするときは、当該個人情報の適正な取扱いに関し、必要な範囲内で実施機関に準じた措置を講じるものとする。</p>
<p>○飯塚市債権管理条例(第3条関係) (滞納者に関する情報)</p> <p>第5条 市長は、市の債権において、履行期限までに履行されない場合、当該債権以外の市の債権に係る滞納の有無その他の個人情報を、当該債権の管理のために必要な範囲内で実施機関(飯塚市個人情報保護条例(平成18年飯塚市条例第11号)第2条第2号に規定する実施機関をいう。ただし、議会を除く。以下この条において同じ。)の内部において利用し、又は他の実施機関から提供を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>○飯塚市債権管理条例(第3条関係) (滞納者に関する情報)</p> <p>第5条 市長は、市の債権において、履行期限までに履行されない場合、当該債権以外の市の債権に係る滞納の有無その他の個人情報を、当該債権の管理のために必要な範囲内で実施機関(飯塚市個人情報保護条例(平成18年飯塚市条例第11号)第2条第2号に規定する実施機関をいう。ただし、議会及び飯塚市土地開発公社を除く。以下この条において同じ。)の内部において利用し、又は他の実施機関から提供を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p>
<p>○飯塚市土地開発基金条例(第4条関係) (設置)</p> <p>第1条 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地並びにその定着物をあらかじめ取得し、事業の円滑な執行を図るため、飯塚市土地開発基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>	<p>○飯塚市土地開発基金条例(第4条関係) (設置)</p> <p>第1条 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地並びにその定着物をあらかじめ取得するため、及びこれらの目的のため飯塚市土地開発公社に貸し付け、事業の円滑な執行を図るため、飯塚市土地開発基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、飯塚市土地開発公社の解散に係る福岡県知事の認可の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行日前に第1条及び第2条の規定による改正前の各条例の規定により飯塚市土地開発公社がした処分、手続その他の行為で、この条例の施行日以後第1条及び第2条の規定による改正後の各条例の規定により市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、市長がしたものとみなす。</p>	

3 この条例の施行日前に第1条及び第2条の規定による改正前の各条例の規定により飯塚市土地開発公社に対してなされた請求その他の行為で、この条例の施行日以後第1条及び第2条の規定による改正後の各条例の規定により市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、改正後の各条例の規定により市長に対してなされた請求その他の行為とみなす。

飯塚市監査委員条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)の改正に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市監査委員条例の一部を改正する条例

飯塚市監査委員条例(平成18年飯塚市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

飯塚市監査委員条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第4条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項、法第242条第1項若しくは法第243条の2の2第3項の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、速やかに監査に着手しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第4条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項、法第242条第1項若しくは法第243条の2第3項の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、速やかに監査に着手しなければならない。</p>

飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関し必要な事項を定めるため、本案を提出するものである。

飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「会計年度任用職員」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 法第22条の2第1項第1号に規定する職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)

(2) 法第22条の2第1項第2号に規定する職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)

2 この条例において「一般職の職員」とは、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「職員給与条例」という。)の規定の適用を受ける職員をいう。

(給与の種類)

第3条 この条例による給与は、パートタイム会計年度任用職員にあつては報酬及

び期末手当とし、フルタイム会計年度任用職員にあっては給料並びに通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当及び期末手当とする。

(給与及び費用弁償の支払)

第4条 この条例に基づく給与及び費用弁償の支払については、職員給与条例第8条及び第9条の規定を準用する。この場合において、同条例第8条及び第9条中「給与」とあるのは「給与及び費用弁償」と、「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(給料表)

第5条 会計年度任用職員の給料表の種類は、別表第1に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲については、一般職の職員の例による。

(報酬及び給料の基準)

第6条 会計年度任用職員の職務の級は、その職種ごとの職務の複雑、困難及び責任の度に基づき別表第2に定めるとおりとし、その号給は、職務内容、免許資格、経験年数等を考慮し、任命権者が決定する。

(報酬)

第7条 前条の規定により職務の級を2級と定められたパートタイム会計年度任用職員(第9条において「2級相当の会計年度任用職員」という。)の報酬は月額、職務の級を1級と定められたパートタイム会計年度任用職員(第9条において「1級相当の会計年度任用職員」という。)の報酬は日額とし、勤務の態様により任命権者が必要があると認める場合は時間額とする。

2 月額で定める報酬の額は、前条の規定による号給に応じた額に100分の80を乗じて得た額(100円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額)とする。

3 日額で定める報酬の額は、前条の規定による号給に応じた額を21で除した額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を100分の775で除して得た数を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額)とする。

4 時間額で定める報酬の額は、前項の規定による日額を、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額(10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額)とする。

(報酬に加算する額)

第8条 次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員には、その区分に応じて、当該各号に掲げる額を前条に規定する報酬に加算して支給する。

(1) 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間(以下「任命権者が定める勤務時間」という。)を超える勤務若しくは休日における任命権者が定める勤務時間中の勤務を命ぜられ又は任命権者が定める勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務するパートタイム会計年度任用職員 規則で定める勤務した時間に対して、前条第4項に規定する時間額の報酬の額に規則で定める割合を乗じて得た額

(2) 職員給与条例第17条及び飯塚市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年飯塚市条例第46号)第9条で定める業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員 一般職の職員に支給される特殊勤務手当の額

(給与の支給方法等)

第9条 報酬の計算期間は、月の1日から末日までとする。

2 報酬の支給日は、2級相当の会計年度任用職員は勤務した月の22日とし、1級相当の会計年度任用職員は勤務した月の翌月の22日とする。

3 前項で定めた日が日曜日、土曜日又は飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年飯塚市条例第31号)第9条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日とする。

4 法第55条の2第1項ただし書の許可を受けたパートタイム会計年度任用職員の給与については、職員給与条例第31条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、「給料」とあるのは「報酬」と読み替えるものとする。

5 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する次に掲げる事項については、一般職の職員の例による。

(1) 給料の支給方法に関する事項

(2) 通勤手当及び期末手当を除く各種手当の支給に関する事項

(3) 給与の減額に関する事項

(4) 勤務1時間当たりの給与額の算出に関する事項

(5) 専従休職者の給与に関する事項

(報酬の減額)

第10条 報酬の減額については、職員給与条例第18条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、「第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「飯塚市会計年度任用職員

の給与、費用弁償及び旅費に関する条例第7条第4項に規定する報酬の額」と読み替えるものとする。

(通勤手当)

第11条 通勤手当については、職員給与条例第16条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(期末手当)

第12条 次の各号のいずれにも該当する会計年度任用職員には、職員給与条例第26条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(1) 基準日現在で直前の基準日の翌月以降の任期の合計が6月以上である者

(2) 1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者

2 会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、規則で定める支給率及び支給割合を乗じて得た額とする。

3 期末手当の支給については、前2項によるほか、職員給与条例第27条及び第28条の規定を準用する。この場合において、同条例第27条及び第28条中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

4 パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間及び期末手当基礎額の算定方法は、規則で定める。

5 フルタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在において当該フルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額とする。

(費用弁償)

第13条 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担すること、自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用すること、又は通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とするパートタイム会計年度任用職員には、通勤に要する運賃等の額に相当する額、職員給与条例第16条第2項第2号に定める額を超えない範囲で規則で定める額又はこれらの額の合計額を費用弁償として支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行(飯塚市職員等旅費条例(平成18年飯塚市条例第48号。以下「旅費条例」という。)第2条第1項に規定する出張に限る。次条において同じ。)したときは、旅費条例の適用を受ける職員の例により支給される旅費の額に相当する額を費用弁償として支給する。

3 費用弁償の請求手続については、旅費条例第11条の規定を準用する。この場合において、同条中「旅費」とあるのは「費用弁償」と、「旅費額」とあるのは「費用弁償の額」と読み替えるものとする。

4 前3項に規定するもののほか、費用弁償に関し必要な事項は、規則で定める。
(旅費)

第14条 フルタイム会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、一般職の職員の例により旅費を支給する。
(給与等の調整)

第15条 任命権者は、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する事項について、一般職の職員との権衡、職務の特殊性その他特別の事情によりこの条例の規定によることが困難である場合には、市長と協議して定めることができる。
(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(準用)

2 第13条第2項から第4項まで及び第14条の規定は、技能労務職員及び企業局企業職員のうち、会計年度任用職員について準用する。

別表第1(第5条関係)

行政職給料表

職務の級	行政職給料表		技能労務職給料表	
	1級	2級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	144,100	194,000	130,400	181,900
2	145,200	195,800	131,300	183,400
3	146,400	197,600	132,300	184,900
4	147,500	199,400	133,200	186,300
5	148,600	200,900	134,200	187,600
6	149,700	202,700	135,200	189,100

7	150,800	204,500	136,200	190,500
8	151,900	206,300	137,200	191,800
9	153,000	207,900	138,000	193,200
10	154,400	209,700	139,000	194,200
11	155,700	211,500	140,000	195,500
12	157,000	213,300	141,100	196,600
13	158,300	214,700	141,900	197,800
14	159,800	216,500	142,900	198,900
15	161,300	218,200	143,900	200,000
16	162,900	220,000	144,900	201,100
17	164,200	221,700	146,000	202,100
18	165,700	223,400	147,200	203,200
19	167,200	225,000	148,400	204,200
20	168,700	226,600	149,600	205,200
21	170,100	228,000	150,700	206,100
22	172,800	229,700	151,900	207,200
23	175,400	231,300	153,100	208,300
24	178,000	232,900	154,300	209,300
25	180,700	234,000	155,500	210,200
26	182,400	235,500	157,000	211,100
27	184,000	236,900	158,500	211,800
28	185,700	238,200	160,000	212,700
29	187,200	239,500	161,400	213,600
30	188,900	240,700	162,900	214,800
31	190,700	241,700	164,400	215,800
32	192,400	242,900	165,900	216,700
33	194,000	244,200	167,400	217,300
34	195,400	245,300	169,200	218,500
35	196,900	246,500	171,000	219,600
36	198,400	247,800	172,800	220,800

37	199,700	248,700	174,600	221,400
38	201,000	250,100	176,300	222,600
39	202,200	251,500	178,000	223,800
40	203,500	252,900	179,700	224,900
41	204,800	254,300	181,300	225,800
42	206,100	255,700	182,700	227,000
43	207,400	257,100	184,000	228,000
44	208,700	258,400	185,400	229,100
45	209,800	259,600	186,900	230,200
46	211,100	260,900	188,200	231,200
47	212,400	262,300	189,600	232,300
48	213,700	263,600	191,000	233,300
49	214,800	264,700	192,300	234,300
50	215,900	265,800	193,400	235,400
51	216,900	267,100	194,500	236,500
52	218,000	268,400	195,700	237,600
53	219,100	269,400	196,800	238,700
54	220,100	270,500	197,900	239,700
55	221,000	271,800	198,800	240,600
56	222,000	273,100	199,900	241,400
57	222,400	274,000	201,000	242,300
58	223,300	275,000	202,000	243,300
59	224,100	275,900	203,000	244,300
60	224,900	277,000	204,000	245,200
61	225,600	278,100	205,100	246,000
62	226,600	279,100	206,000	246,900
63	227,400	280,000	206,900	247,800
64	228,300	281,000	207,800	248,700
65	229,000	281,500	208,500	249,500
66	229,800	282,400	209,300	250,300

67	230,700	283,100	210,000	251,100
68	231,700	284,000	210,800	251,800
69	232,400	285,000	211,200	252,500
70	233,100	285,800	211,800	253,100
71	233,700	286,600	212,100	253,500
72	234,500	287,400	212,600	253,900
73	235,300	288,200	212,800	254,100
74	236,000	288,700	213,400	254,500
75	236,700	289,100	213,900	255,000
76	237,300	289,600	214,600	255,500
77	238,000	289,800	214,800	255,800
78	238,800	290,100	215,500	256,200
79	239,600	290,300	216,000	256,700
80	240,300	290,700	216,600	257,200
81	240,800	290,900	217,300	257,500
82	241,500	291,100	217,700	257,800
83	242,200	291,500	218,300	258,100
84	242,900	291,800	219,000	258,400
85	243,500	292,100	219,600	258,600
86	244,200	292,400	220,100	258,800
87	244,900	292,700	220,600	259,100
88	245,600	293,100	221,300	259,400
89	246,100	293,400	221,800	259,600
90	246,600	293,800	222,400	259,800
91	246,900	294,100	223,000	260,200
92	247,300	294,500	223,500	260,400
93	247,600	294,700	223,900	260,700
94		294,900	224,400	261,100
95		295,200	224,900	261,400
96		295,600	225,400	261,700

97		295,800	225,700	261,900
98		296,100	226,200	262,200
99		296,500	226,700	262,400
100		296,900	227,200	262,700
101		297,100	227,600	263,000
102		297,400	228,100	263,200
103		297,800	228,700	263,500
104		298,100	229,300	263,800
105		298,300	229,700	264,000
106		298,600	230,200	264,200
107		299,000	230,500	264,500
108		299,300	230,900	264,700
109		299,500	231,100	265,000
110		299,900	231,500	265,300
111		300,300	232,000	265,600
112		300,600	232,400	265,800
113		300,800	232,600	266,000
114		301,000	233,100	266,300
115		301,300	233,600	266,500
116		301,700	234,100	266,700
117		301,900	234,400	267,000
118		302,100	234,800	267,300
119		302,400	235,200	267,600
120		302,700	235,600	267,900
121		303,100	236,000	268,100
122		303,300		268,300
123		303,600		268,600
124		303,900		268,900
125		304,200		269,100
126				269,300

127				269,600
128				269,900
129				270,100
130				270,300
131				270,600
132				270,900
133				271,100
134				271,300
135				271,600
136				271,900
137				272,100

別表第2(第6条関係)

級別標準職務表

標準職務	職務の級
定型的な業務を行う会計年度任用職員の職務	1級
知識又は経験を必要とする会計年度任用職員の職務	2級

飯塚市森林整備基金条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

森林環境譲与税の創設に伴い当該譲与税を積み立て、適正に管理し、及び運用するため、本案を提出するものである。

飯塚市森林整備基金条例

(設置)

第1条 飯塚市における森林整備、木材利用の促進及び普及啓発に要する経費(以下「事業」という。)の財源に充てるため、飯塚市森林整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 予算に定める額
- (2) 前号の基金の運用により生ずる収益

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、事業に要する費用に充てることができる。

2 前項の規定により支出してなお剰余金があるときは、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び

利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、事業の財源に充てるときに限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(基金台帳)

第7条 基金は、台帳に記載し、常にその状況を明確にしなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市ふるさと応援基金条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

本市を応援したいという思いを持って寄附されたふるさと応援寄附金について、寄附者の思いを具現化し、もって本市の魅力あるまちづくりを推進することを目的として、飯塚市ふるさと応援基金を設置するため、本案を提出するものである。

飯塚市ふるさと応援基金条例

(設置)

第1条 飯塚市を応援したいという思いを持って寄附されたふるさと応援寄附金を管理し、寄附者の思いを反映した施策に活用し、もって本市の魅力あるまちづくりを推進するため、飯塚市ふるさと応援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 予算に定める額
- (2) 前号の基金の運用により生ずる収益

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金の設置目的を達成するために必要な経費及び寄附金の受入れに関連して必要な経費(以下「必要経費」という。)に充てることができる。

2 前項の規定により支出してなお剰余金があるときは、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、必要経費の財源に充てるときに限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(基金台帳)

第7条 基金は、台帳に記載し、常にその状況を明確にしなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市都市公園体育施設条例及び飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

新体育館及び新地方卸売市場の建設用地となる体育施設並びに老朽化した体育施設を廃止するとともに、体育施設の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるため、本案を提出するものである。

飯塚市都市公園体育施設条例及び飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例

(飯塚市都市公園体育施設条例の一部改正)

第1条 飯塚市都市公園体育施設条例(平成18年飯塚市条例第197号)の一部を次のように改正する。

別表第1中1健幸スポーツ広場の専用エリアの表を削り、2テニスコートの表を1テニスコートの表とし、3弓道場の表を2弓道場の表とし、4運動広場の表を3運動広場の表とする。

(飯塚市体育施設条例の一部改正)

第2条 飯塚市体育施設条例(平成23年飯塚市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中飯塚市颯田体育館の項、飯塚市庄内工場団地グラウンドの項及び飯塚市颯田武道館の項を削る。

別表第1体育施設の名称の欄中「飯塚市颯田体育館」、「飯塚市庄内工場団地グラウンド」及び「飯塚市颯田武道館」を削る。

別表第2体育施設の名称の欄中「飯塚市颯田体育館」、「飯塚市庄内工場団地グラウンド」及び「飯塚市颯田武道館」を削る。

別表第4の1体育館の表中飯塚市穎田体育館の項を削る。

別表第4の4グラウンドの表施設名の欄中「飯塚市庄内工場団地グラウンド」を削る。

別表第4の5武道館の表施設名の欄中「飯塚市穎田武道館」を削る。

第3条 飯塚市体育施設条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

(10) 飯塚市筑穂多目的グラウンド

別表第3の5グラウンドの表に次のように加える。

飯塚市筑穂多目的 グラウンド	専用利用		200 円
	1/2 面利用	一般	100 円
		高校生以下	50 円

別表第4の4グラウンドの表施設名の欄中「飯塚市筑穂多目的グラウンド」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の第3条の規定の施行の前になされた体育施設の管理に関する業務を行わせるものを指定する手続は、この条例の第3条の規定による改正後の飯塚市体育施設条例の規定によりなされたものとみなす。

飯塚市都市公園体育施設条例及び飯塚市体育施設条例 資料(新旧対照表)

新	旧																																																								
<p>○飯塚市都市公園体育施設条例(第1条関係) 別表第1(第2条、第3条関係) 市民公園の体育施設</p> <p>1～3 (略)</p>	<p>○飯塚市都市公園体育施設条例(第1条関係) 別表第1(第2条、第3条関係) 市民公園の体育施設</p> <p>1 <u>健幸スポーツ広場の専用エリア</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>利用料金(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">専用利用</td> <td>一般</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>高校生以下</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>利用時間</td> <td colspan="2">午前7時～午後7時</td> </tr> <tr> <td>休業日</td> <td colspan="2">12月29日から翌年の1月3日までの日</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 利用料金は、消費税及び地方消費税を含む。</p> <p>2～4 (略)</p>	区分		利用料金(1時間当たり)	専用利用	一般	2,100円	高校生以下	1,050円	利用時間	午前7時～午後7時		休業日	12月29日から翌年の1月3日までの日																																											
区分		利用料金(1時間当たり)																																																							
専用利用	一般	2,100円																																																							
	高校生以下	1,050円																																																							
利用時間	午前7時～午後7時																																																								
休業日	12月29日から翌年の1月3日までの日																																																								
<p>○飯塚市体育施設条例(第2条関係) (名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>飯塚市庄内体育館</td> <td>飯塚市有安830番地6</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>飯塚市庄内グラウンド</td> <td>飯塚市有安1番地2</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>飯塚市穂波武道館</td> <td>飯塚市平恒115番地52</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第1(第4条関係) 体育施設の利用時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体育施設の名称</th> <th>利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>午前9時から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>飯塚市庄内体育館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	飯塚市庄内体育館	飯塚市有安830番地6	(略)	(略)	飯塚市庄内グラウンド	飯塚市有安1番地2	(略)	(略)	飯塚市穂波武道館	飯塚市平恒115番地52	(略)	(略)	体育施設の名称	利用時間	(略)	午前9時から午後10時まで	飯塚市庄内体育館		(略)	(略)	<p>○飯塚市体育施設条例(第2条関係) (名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>飯塚市庄内体育館</td> <td>飯塚市有安830番地6</td> </tr> <tr> <td>飯塚市穎田体育館</td> <td>飯塚市勢田1034番地2</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>飯塚市庄内グラウンド</td> <td>飯塚市有安1番地2</td> </tr> <tr> <td>飯塚市庄内工場団地グラウンド</td> <td>飯塚市有安958番地18</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>飯塚市穂波武道館</td> <td>飯塚市平恒115番地52</td> </tr> <tr> <td>飯塚市穎田武道館</td> <td>飯塚市勢田1034番地1</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第1(第4条関係) 体育施設の利用時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体育施設の名称</th> <th>利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>午前9時から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>飯塚市庄内体育館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>飯塚市穎田体育館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	飯塚市庄内体育館	飯塚市有安830番地6	飯塚市穎田体育館	飯塚市勢田1034番地2	(略)	(略)	飯塚市庄内グラウンド	飯塚市有安1番地2	飯塚市庄内工場団地グラウンド	飯塚市有安958番地18	(略)	(略)	飯塚市穂波武道館	飯塚市平恒115番地52	飯塚市穎田武道館	飯塚市勢田1034番地1	(略)	(略)	体育施設の名称	利用時間	(略)	午前9時から午後10時まで	飯塚市庄内体育館		飯塚市穎田体育館		(略)	(略)
名称	位置																																																								
(略)	(略)																																																								
飯塚市庄内体育館	飯塚市有安830番地6																																																								
(略)	(略)																																																								
飯塚市庄内グラウンド	飯塚市有安1番地2																																																								
(略)	(略)																																																								
飯塚市穂波武道館	飯塚市平恒115番地52																																																								
(略)	(略)																																																								
体育施設の名称	利用時間																																																								
(略)	午前9時から午後10時まで																																																								
飯塚市庄内体育館																																																									
(略)	(略)																																																								
名称	位置																																																								
(略)	(略)																																																								
飯塚市庄内体育館	飯塚市有安830番地6																																																								
飯塚市穎田体育館	飯塚市勢田1034番地2																																																								
(略)	(略)																																																								
飯塚市庄内グラウンド	飯塚市有安1番地2																																																								
飯塚市庄内工場団地グラウンド	飯塚市有安958番地18																																																								
(略)	(略)																																																								
飯塚市穂波武道館	飯塚市平恒115番地52																																																								
飯塚市穎田武道館	飯塚市勢田1034番地1																																																								
(略)	(略)																																																								
体育施設の名称	利用時間																																																								
(略)	午前9時から午後10時まで																																																								
飯塚市庄内体育館																																																									
飯塚市穎田体育館																																																									
(略)	(略)																																																								

(略)	午前6時から午後8時まで
飯塚市庄内グラウンド	
(略)	(略)
飯塚市穂波武道館	午前9時から午後10時まで
(略)	(略)

別表第2(第4条関係)
体育施設の休業日

体育施設の名称	休業日
(略)	12月29日から翌年の1月3日までの日
飯塚市庄内体育館	
(略)	
(略)	(略)
(略)	12月29日から翌年の1月3日までの日
飯塚市庄内グラウンド	
(略)	
飯塚市穂波武道館	
(略)	(略)

別表第4(第11条関係)
体育施設の使用料(指定管理施設を除く。)
1 体育館

施設名	区分	使用料
飯塚市筑穂体育館	(略)	
飯塚市庄内体育館	(略)	

(略)	午前6時から午後8時まで
飯塚市庄内グラウンド	
飯塚市庄内工場団地グラウンド	
(略)	(略)
飯塚市穂波武道館	午前9時から午後10時まで
飯塚市穎田武道館	
(略)	(略)

別表第2(第4条関係)
体育施設の休業日

体育施設の名称	休業日
(略)	12月29日から翌年の1月3日までの日
飯塚市庄内体育館	
飯塚市穎田体育館	
(略)	
(略)	(略)
(略)	12月29日から翌年の1月3日までの日
飯塚市庄内グラウンド	
飯塚市庄内工場団地グラウンド	
(略)	
飯塚市穂波武道館	
飯塚市穎田武道館	
(略)	(略)

別表第4(第11条関係)
体育施設の使用料(指定管理施設を除く。)
1 体育館

施設名	区分	使用料
飯塚市筑穂体育館	(略)	
飯塚市庄内体育館	(略)	
飯塚市穎田体育館	専用利用	1時間につき620円
	部分利用	1/2面利用 一般 1時間につき300円
		高校生以下 1時間につき150円
	1/6面利用	一般 1時間につき100円
		高校生以下 1時間につき50円

--	--	--	--

個人利用	一般	2時間につき100円
	高校生以下	2時間につき50円
附属施設卓球室	一般	1台 1時間につき80円
	高校生以下	1台 1時間につき40円
	控室	1時間につき200円
	会議室	1時間につき70円

備考 (略)
2・3 (略)
4 グラウンド

備考 (略)
2・3 (略)
4 グラウンド

施設名	区分	使用料(1時間あたり)
飯塚市筑穂グラウンド 飯塚市筑穂多目的グラウンド 飯塚市庄内グラウンド	(略)	(略)
飯塚市穎田グラウンド		

施設名	区分	使用料(1時間あたり)
飯塚市筑穂グラウンド 飯塚市筑穂多目的グラウンド 飯塚市庄内グラウンド 飯塚市庄内工場団地グラウンド	(略)	(略)
飯塚市穎田グラウンド		

備考 (略)
照明料金 (略)
5 武道館

備考 (略)
照明料金 (略)
5 武道館

施設名	区分	使用料
飯塚市穂波武道館 (柔道場、剣道場)	(略)	(略)

施設名	区分	使用料
飯塚市穂波武道館 (柔道場、剣道場) 飯塚市穎田武道館	(略)	(略)

備考 (略)
6 (略)

備考 (略)
6 (略)

○飯塚市体育施設条例(第3条関係)
(管理)
第3条 (略)
(1)～(9) (略)
(10) 飯塚市筑穂多目的グラウンド
2 (略)
別表第3(第11条関係)
指定管理施設の利用料金
1～4 (略)
5 グラウンド

○飯塚市体育施設条例(第3条関係)
(管理)
第3条 (略)
(1)～(9) (略)
2 (略)
別表第3(第11条関係)
指定管理施設の利用料金
1～4 (略)
5 グラウンド

施設名	区分	利用料金(1時間当た)	照明料金(1時間当た)
-----	----	-------------	-------------

施設名	区分	利用料金(1時間当た)	照明料金(1時間当た)
-----	----	-------------	-------------

飯塚市穂波グラウンド	(略)	り)	り)
飯塚市筑穂多目的グラウンド	専用利用		200円
	1/2面利用	一般	100円
		高校生以下	50円

備考 (略)
別表第4(第11条関係)
体育施設の使用料(指定管理施設を除く。)
1～3 (略)
4 グラウンド

施設名	区分	使用料(1時間当たり)
飯塚市筑穂グラウンド	(略)	(略)
飯塚市庄内グラウンド		
飯塚市穎田グラウンド		

備考 (略)
5・6 (略)

附 則
(施行期日)
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
2 この条例の第3条の規定の施行の前になされた体育施設の管理に関する業務を行わせるものを指定する手続は、この条例の第3条の規定による改正後の飯塚市体育施設条例の規定によりなされたものとみなす。

飯塚市穂波グラウンド	(略)	り)	り)
------------	-----	----	----

備考 (略)
別表第4(第11条関係)
体育施設の使用料(指定管理施設を除く。)
1～3 (略)
4 グラウンド

施設名	区分	使用料(1時間当たり)
飯塚市筑穂グラウンド	(略)	(略)
飯塚市筑穂多目的グラウンド		
飯塚市庄内グラウンド		
飯塚市穎田グラウンド		

備考 (略)
5・6 (略)

飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第27号)による災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成18年飯塚市条例第120号)の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第16条・第17条」に改める。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(支給審査委員会の設置)

第16条 市に、災害弔慰金及び災害障がい見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、飯塚市災害弔慰金等支給審査委員会(以下この条において「支給審査委員会」という。)を置くことができる。

- 2 支給審査委員会の委員は、市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>目次 第1章～第4章 (略) 第5章 雑則(第16条・第17条) 第15条 (略) 1・2 (略) 3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u> <u>(支給審査委員会の設置)</u> 第16条 <u>市に、災害弔慰金及び災害障がい見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、飯塚市災害弔慰金等支給審査委員会(以下この条において「支給審査委員会」という。)を置くことができる。</u> 2 <u>支給審査委員会の委員は、市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。</u> 3 <u>前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、規則で定める。</u> (委任) 第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>目次 第1章～第4章 (略) 第5章 雑則(第16条) 第15条 (略) 1・2 (略) 3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u> (委任) 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

飯塚市印鑑条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第152号)が施行されることに伴い、氏に変更があった者に関する印鑑票の記載の特例について定めるほか、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市印鑑条例等の一部を改正する条例

(飯塚市印鑑条例の一部改正)

第1条 飯塚市印鑑条例(平成18年飯塚市条例第164号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「氏、名」の次に「、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)」を加え、「住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第4号中「き損」を「毀損」に改める。

第6条第4号中「氏名(」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)がされている場合にあつては、氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に改め、「及び」の次に「当該」を加える。

第8条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

第11条第3号中「氏名、氏」の次に「(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)」を加え、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 後見開始の審判を受けて、成年被後見人となったとき。

第14条中「その他の事項(登録番号及び登録年月日を除く。)」を「及び第6条第4号から第8号までに掲げる事項」に改める。

第15条第2号中「き損」を「毀損」に改める。

(飯塚市印鑑条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 飯塚市印鑑条例等の一部を改正する条例(平成24年飯塚市条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「印鑑登録原票」を「印鑑票」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

飯塚市印鑑条例等 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>○飯塚市印鑑条例(第1条関係) (登録申請の不受理)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する印鑑の登録申請を受理しない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、<u>旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)</u>若しくは通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)<u>又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>毀損し、又は摩滅しているもの</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>2 (略) (印鑑の登録)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定により確認が終わったときは、直ちに印鑑票に次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、<u>記録。以下同じ。)</u>がされている場合にあつては、<u>氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては、氏名及び当該通称)</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>(登録変更の申請)</p> <p>第8条 登録者は、登録を受けている印鑑又は登録証を紛失し、<u>毀損し</u>、若しくは汚損したときは、新たに登録変更の申請をしなければならない。この場合においては、登録証の紛失のときを除き登録証を添付しなければならない。</p> <p>2・3 (略) (登録の抹消)</p> <p>第11条 市長は、登録者について、次の各号のいずれかに該当する理由が生じたときは、当該印鑑票を消除し、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 氏名、氏(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏</p>	<p>○飯塚市印鑑条例(第1条関係) (登録申請の不受理)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する印鑑の登録申請を受理しない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称(<u>住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)</u>又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>き損し</u>、又は摩滅しているもの</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>2 (略) (印鑑の登録)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定により確認が終わったときは、直ちに印鑑票に次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>(登録変更の申請)</p> <p>第8条 登録者は、登録を受けている印鑑又は登録証を紛失し、<u>き損し</u>、若しくは汚損したときは、新たに登録変更の申請をしなければならない。この場合においては、登録証の紛失のときを除き登録証を添付しなければならない。</p> <p>2・3 (略) (登録の抹消)</p> <p>第11条 市長は、登録者について、次の各号のいずれかに該当する理由が生じたときは、当該印鑑票を消除し、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 氏名、氏若しくは名(外国人住民にあつては、通称又はカタカナ表記を含</p>

<p>を含む。)若しくは名(外国人住民にあっては、通称又はカタカナ表記を含む。)を変更した(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)ことにより、登録している印鑑が第4条第1号に該当するに至ったとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>後見開始の審判を受けて、成年被後見人となったとき。</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げる場合のほか、登録者について抹消すべき理由が生じたとき。</u> (印鑑登録の証明)</p> <p>第14条 市長は、登録者に係る印鑑票に登録されている印影及び第6条第4号から第8号までに掲げる事項の写し(電子計算組織により作成されたものを含む。)について証明する。 (印鑑登録証明書の交付申請の不受理)</p> <p>第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録証明書の交付の申請を受理しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 登録証が毀損し、又は汚損しているため、その記載事項が確認し難いとき。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>む。)を変更した(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)ことにより、登録している印鑑が第4条第1号に該当するに至ったとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>前各号に掲げる場合のほか、登録者について抹消すべき理由が生じたとき。</u> (印鑑登録の証明)</p> <p>第14条 市長は、登録者に係る印鑑票に登録されている印影その他の事項(登録番号及び登録年月日を除く。)の写し(電子計算組織により作成されたものを含む。)について証明する。 (印鑑登録証明書の交付申請の不受理)</p> <p>第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録証明書の交付の申請を受理しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 登録証がき損し、又は汚損しているため、その記載事項が確認し難いとき。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>
<p>○飯塚市印鑑条例等の一部を改正する条例(第2条関係)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 施行日の前日において印鑑の登録を受けている外国人であって、施行日においてもなお印鑑の登録を認めることができる者に係る氏名等の登録事項について住民票への移行に伴う変更が生じた場合は、施行日において、職権で当該事項について印鑑票を修正するものとする。</p>	<p>○飯塚市印鑑条例等の一部を改正する条例(第2条関係)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 施行日の前日において印鑑の登録を受けている外国人であって、施行日においてもなお印鑑の登録を認めることができる者に係る氏名等の登録事項について住民票への移行に伴う変更が生じた場合は、施行日において、職権で当該事項について印鑑登録原票を修正するものとする。</p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、令和元年11月5日から施行する。</p>	

飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

庄内温泉筑豊ハイツの管理を指定管理者から市の直営にするため、本案を提出するものである。

飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ条例の一部を改正する条例

飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ条例(平成18年飯塚市条例第189号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削る。

第4条第1項ただし書中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」を「市長が特に必要があると認めるときは」に改め、同条第2項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第2条とする。

第5条第1項ただし書中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」を「市長が特に必要があると認めるときは」に改め、同条を第3条とする。

第6条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第4条とする。

第7条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第5条とする。

第8条中「第6条第1項」を「第4条第1項」に改め、同条を第6条とする。

第9条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第7条とする。

第10条第1項中「指定管理者」を「市長」に、「第6条第2項」を「第4条第2項」に改め、同条第2項中「及び指定管理者」を削り、同条を第8条とする。

第11条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条第1項中「利用料金」を「別表に定める使用料」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「指定管理者は、市長の承認を得て」を「市長は」に、「持って」を「もって」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条を第9条とする。

第12条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い利用料金」を「市長は、必要があると認めるときは、使用料」に改め、同条を第10条とする。

第13条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条本文中「利用料金」を「使用料」に改め、同条ただし書中「あらかじめ市長が定める基準に従い、指定管理者」を「市長」に、「利用料金」を「使用料」に改め、同条を第11条とする。

第14条中「第10条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条を第12条とする。

第15条を第13条とし、第16条を第14条とする。

別表の見出し中「第5条、第11条」を「第3条、第9条」に改め、同表の1から3までの表を削り、4の表中「テニスコート利用料金」を「テニスコート使用料」に「利用料金(1面当り)」を「使用料(1面当たり)」に改め、同表備考1中「利用料金」を「使用料」に改め、同表を1の表とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に指定管理者がした利用の許可その他の行為で現にその効力を有するもの又は指定管理者に対してされている申請その他の行為は、施行日以後においては、市長がした利用の許可その他の行為又は市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

3 施行日前に既にこの条例による改正前の飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ条例第11条第3項の規定により発行された回数利用券(テニスコートの利用に係るものに限る。)については、当該利用券に定められた有効期限内(当該利用券に有効期限の表示がないものについては、令和2年3月31日までの間)に限り、なお従前の例により使用することができる。

飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>(休館日)</p> <p><u>第2条</u> 筑豊ハイツは、休館しないものとする。ただし、<u>市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館することができる。</u></p> <p>2 前項ただし書の場合において、<u>市長は、筑豊ハイツの見やすい場所に臨時の休館日を掲示しなければならない。</u></p> <p>(利用時間)</p> <p><u>第3条</u> 筑豊ハイツの利用時間は、別表に掲げるとおりとする。ただし、<u>市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p>2 前条第2項の規定は、前項ただし書の規定に準用する。この場合において、同条第2項中「臨時の休館日」とあるのは、「利用時間」と読み替えるものとする。</p> <p>(利用の許可)</p> <p><u>第4条</u> 施設を利用しようとする者は、あらかじめ<u>市長の許可を受けなければならない。</u>許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 <u>市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。</u></p> <p>(利用許可の制限)</p> <p><u>第5条</u> <u>市長は、施設を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(目的外使用等の禁止)</p> <p><u>第6条</u> <u>第4条第1項の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)</u>は、その権利を許可された目的以外の目的に使用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p> <p>(入館の制限)</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p><u>第2条</u> 筑豊ハイツの管理は、<u>指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)</u>に行わせるものとする。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p><u>第3条</u> <u>指定管理者が行う管理の業務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>筑豊ハイツの利用の許可に関すること。</u></p> <p>(2) <u>筑豊ハイツの施設(附属設備、器具等を含む。以下「施設」という。)</u>の維持管理に関すること。</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めること。</u></p> <p>(休館日)</p> <p><u>第4条</u> 筑豊ハイツは、休館しないものとする。ただし、<u>指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に休館することができる。</u></p> <p>2 前項ただし書の場合において、<u>指定管理者は、筑豊ハイツの見やすい場所に臨時の休館日を掲示しなければならない。</u></p> <p>(利用時間)</p> <p><u>第5条</u> 筑豊ハイツの利用時間は、別表に掲げるとおりとする。ただし、<u>指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。</u></p> <p>2 前条第2項の規定は、前項ただし書の規定に準用する。この場合において、同条第2項中「臨時の休館日」とあるのは、「利用時間」と読み替えるものとする。</p> <p>(利用の許可)</p> <p><u>第6条</u> 施設を利用しようとする者は、あらかじめ<u>指定管理者の許可を受けなければならない。</u>許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 <u>指定管理者は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。</u></p> <p>(利用許可の制限)</p> <p><u>第7条</u> <u>指定管理者は、施設を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(目的外使用等の禁止)</p> <p><u>第8条</u> <u>第6条第1項の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)</u>は、その権利を許可された目的以外の目的に使用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p> <p>(入館の制限)</p>

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、筑豊ハイツへの入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1)～(4) (略)

(利用許可の取消し等)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。

(1) (略)

(2) 第4条第2項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。

(3)～(5) (略)

2 前項の措置によって利用者が損害を受けても、市は、その責めを負わない。ただし、同項第4号及び第5号の場合は、この限りでない。

(使用料)

第9条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 市長は、券面額から割引をして得た額をもって当該券面額の回数利用券を発行することができる。

(使用料の減免等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減免し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、施設の利用を終了したとき、又は第8条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは停止されたときは、速やかに当該施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 施設を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第3条、第9条関係)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、筑豊ハイツへの入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1)～(4) (略)

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。

(1) (略)

(2) 第6条第2項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。

(3)～(5) (略)

2 前項の措置によって利用者が損害を受けても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。ただし、同項第4号及び第5号の場合は、この限りでない。

(利用料金)

第11条 利用者は、利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、指定管理者が別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

3 指定管理者は、市長の承認を得て、券面額から割引をして得た額を持って当該券面額の回数利用券を発行することができる。

4 利用料金は、指定管理者の収入として収受するものとする。

(利用料金の減免等)

第12条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い利用料金を減免し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。

(利用料金の不還付)

第13条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、あらかじめ市長が定める基準に従い、指定管理者がやむを得ないと認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、施設の利用を終了したとき、又は第10条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは停止されたときは、速やかに当該施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第15条 施設を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第5条、第11条関係)

1 テニスコート使用料

区分	使用料(1面 当たり)	時間	備考
(略)	(略)	(略)	(略)

備考

- 1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。
- 2・3 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に指定管理者がした利用の許可その他の行為で現にその効力を有するもの又は指定管理者に対してされている申請その他の行為は、施行日以後においては、市長がした利用の許可その他の行為又は市長に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に既にこの条例による改正前の飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ条例第11条第3項の規定により発行された回数利用券(テニスコートの利用に係るものに限る。)については、当該利用券に定められた有効期限内(当該利用券に有効期限の表示がないものについては、令和2年3月31日までの間)に限り、なお従前の例により使用することができる。

1～3 (略)

4 テニスコート利用料金

区分	利用料金(1 面当たり)	時間	備考
(略)	(略)	(略)	(略)

備考

- 1 利用料金は、消費税及び地方消費税を含む。
- 2・3 (略)

飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

飯塚市立病院の診療科目の「神経内科」を「脳神経内科」に変更し、また、地方自治法(昭和22年法律第67号)が改正されることに伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市公営企業の設置等に関する条例(平成28年飯塚市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項第3号サを次のように改める。

サ 脳神経内科

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

飯塚市公営企業の設置等に関する条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 病院事業を行う病院の名称、位置、診療科目及び病床数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 診療科目</p> <p>ア～コ (略)</p> <p>サ <u>脳神経内科</u></p> <p>シ～ソ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和元年11月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 病院事業を行う病院の名称、位置、診療科目及び病床数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 診療科目</p> <p>ア～コ (略)</p> <p>サ <u>神経内科</u></p> <p>シ～ソ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

水道法(昭和32年法律第177号)の改正により、指定給水工事事業者の指定について、更新制が導入されることに伴い、更新手数料を定め、また、水道法施行令(昭和32年政令第336号)の改正に伴い、引用条項を整理するため、本案を提出するものである。

飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例

飯塚市水道事業給水条例(平成18年飯塚市条例第210号)の一部を次のように改正する。

第8条及び第35条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

別表第3に次のように加える。

8	更新手数料	指定工事業者	1件につき	2,000円
---	-------	--------	-------	--------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市水道事業給水条例 資料(新旧対照表)

新				旧																																																																																			
<p>(構造及び材質)</p> <p>第8条 給水装置の新設、増改又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造を水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第6条に定める基準に適合させなければならない。</p> <p>2 給水装置の新設、増改又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、政令第6条に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。 (水道技術管理者の資格)</p> <p>第35条 企業管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第6条に規定する基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>別表第3(第31条関係) 手数料</p>				<p>(構造及び材質)</p> <p>第8条 給水装置の新設、増改又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造を水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第5条に定める基準に適合させなければならない。</p> <p>2 給水装置の新設、増改又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、政令第5条に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。 (水道技術管理者の資格)</p> <p>第35条 企業管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第5条に規定する基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>別表第3(第31条関係) 手数料</p>																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>口径</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 設計審査手数料</td> <td>20mm以下</td> <td>1件につき</td> <td>750円</td> </tr> <tr> <td>25mm以上</td> <td>1件につき</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 しゅん工検査手数料</td> <td>20mm以下</td> <td>1件につき</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>25mm以上</td> <td>1件につき</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>3 督促手数料</td> <td colspan="2">1通につき</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>4 公簿、公文書、図面の閲覧</td> <td colspan="2">1件につき</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>5 公簿、公文書、図面の写し</td> <td>日本標準規格</td> <td>A列3判 1枚につき</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>6 諸証明手数料</td> <td colspan="2">1通につき</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>7 登録手数料</td> <td>指定工事業者</td> <td>交付1件につき</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>8 更新手数料</td> <td>指定工事業者</td> <td>1件につき</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>				種別	口径	単位	金額	1 設計審査手数料	20mm以下	1件につき	750円	25mm以上	1件につき	1,500円	2 しゅん工検査手数料	20mm以下	1件につき	1,500円	25mm以上	1件につき	3,000円	3 督促手数料	1通につき		100円	4 公簿、公文書、図面の閲覧	1件につき		300円	5 公簿、公文書、図面の写し	日本標準規格	A列3判 1枚につき	300円	6 諸証明手数料	1通につき		300円	7 登録手数料	指定工事業者	交付1件につき	10,000円	8 更新手数料	指定工事業者	1件につき	2,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>口径</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 設計審査手数料</td> <td>20mm以下</td> <td>1件につき</td> <td>750円</td> </tr> <tr> <td>25mm以上</td> <td>1件につき</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 しゅん工検査手数料</td> <td>20mm以下</td> <td>1件につき</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>25mm以上</td> <td>1件につき</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>3 督促手数料</td> <td colspan="2">1通につき</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>4 公簿、公文書、図面の閲覧</td> <td colspan="2">1件につき</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>5 公簿、公文書、図面の写し</td> <td>日本標準規格</td> <td>A列3判 1枚につき</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>6 諸証明手数料</td> <td colspan="2">1通につき</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>7 登録手数料</td> <td>指定工事業者</td> <td>交付1件につき</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>				種別	口径	単位	金額	1 設計審査手数料	20mm以下	1件につき	750円	25mm以上	1件につき	1,500円	2 しゅん工検査手数料	20mm以下	1件につき	1,500円	25mm以上	1件につき	3,000円	3 督促手数料	1通につき		100円	4 公簿、公文書、図面の閲覧	1件につき		300円	5 公簿、公文書、図面の写し	日本標準規格	A列3判 1枚につき	300円	6 諸証明手数料	1通につき		300円	7 登録手数料	指定工事業者	交付1件につき	10,000円
種別	口径	単位	金額																																																																																				
1 設計審査手数料	20mm以下	1件につき	750円																																																																																				
	25mm以上	1件につき	1,500円																																																																																				
2 しゅん工検査手数料	20mm以下	1件につき	1,500円																																																																																				
	25mm以上	1件につき	3,000円																																																																																				
3 督促手数料	1通につき		100円																																																																																				
4 公簿、公文書、図面の閲覧	1件につき		300円																																																																																				
5 公簿、公文書、図面の写し	日本標準規格	A列3判 1枚につき	300円																																																																																				
6 諸証明手数料	1通につき		300円																																																																																				
7 登録手数料	指定工事業者	交付1件につき	10,000円																																																																																				
8 更新手数料	指定工事業者	1件につき	2,000円																																																																																				
種別	口径	単位	金額																																																																																				
1 設計審査手数料	20mm以下	1件につき	750円																																																																																				
	25mm以上	1件につき	1,500円																																																																																				
2 しゅん工検査手数料	20mm以下	1件につき	1,500円																																																																																				
	25mm以上	1件につき	3,000円																																																																																				
3 督促手数料	1通につき		100円																																																																																				
4 公簿、公文書、図面の閲覧	1件につき		300円																																																																																				
5 公簿、公文書、図面の写し	日本標準規格	A列3判 1枚につき	300円																																																																																				
6 諸証明手数料	1通につき		300円																																																																																				
7 登録手数料	指定工事業者	交付1件につき	10,000円																																																																																				
<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>																																																																																							

契約の締結(穂波庁舎大規模改修工事)

穂波庁舎大規模改修工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

- 1 工事名 穂波庁舎大規模改修工事
- 2 工事場所 飯塚市 忠隈 地内
- 3 契約金額 177,210,000円
- 4 受注者 飯塚市柳橋55番地
大和興業株式会社
代表取締役 梅尾 裕一
- 5 契約の方法 条件付き一般競争入札(総合評価落札方式)

提案理由

工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例(平成18年飯塚市条例第56号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

工事請負議案資料

入札概要

工 事 名	穂波庁舎大規模改修工事
工 期	本契約として認められた日から令和 2年 3月24日まで
予 定 価 格 (A)	193,343,700 円 (うち消費税 17,576,700 円) (175,767,000 円 税抜)
低入札調査基準価格	177,205,600 円 (うち消費税 16,109,600 円) (161,096,000 円 税抜)
失 格 基 準 価 格	174,548,000 円 (うち消費税 15,868,000 円) (158,680,000 円 税抜)
落 札 額 (B)	177,210,000 円 (うち消費税 16,110,000 円) (161,100,000 円 税抜)
落 札 率 (B / A) (少数点第3位以下切捨)	91.65 %
落 札 者 名	大和興業株式会社
入 札 日	令和 元年 7月 8日

条件付き一般競争入札(総合評価方式)

入札参加業者名	入札金額(税抜)	評価点	評価値	摘要
株式会社サカヒラ	—	—	—	辞退
大和興業株式会社	161,100,000	109.70	68.094	落札
株式会社中村建設	159,947,000	106.90	66.835	
協同建設株式会社	161,100,000	106.10	65.860	
株式会社春田建設	161,096,000	107.80	66.917	

評価値：技術評価点(標準点+加算点)/入札金額×定数(100,000,000)
(小数点以下第4位を四捨五入し、第3位まで表記)

工事請負議案資料

工 事 名 穂波庁舎大規模改修工事

工 期 本契約として認められた日から 令和2年3月24日まで

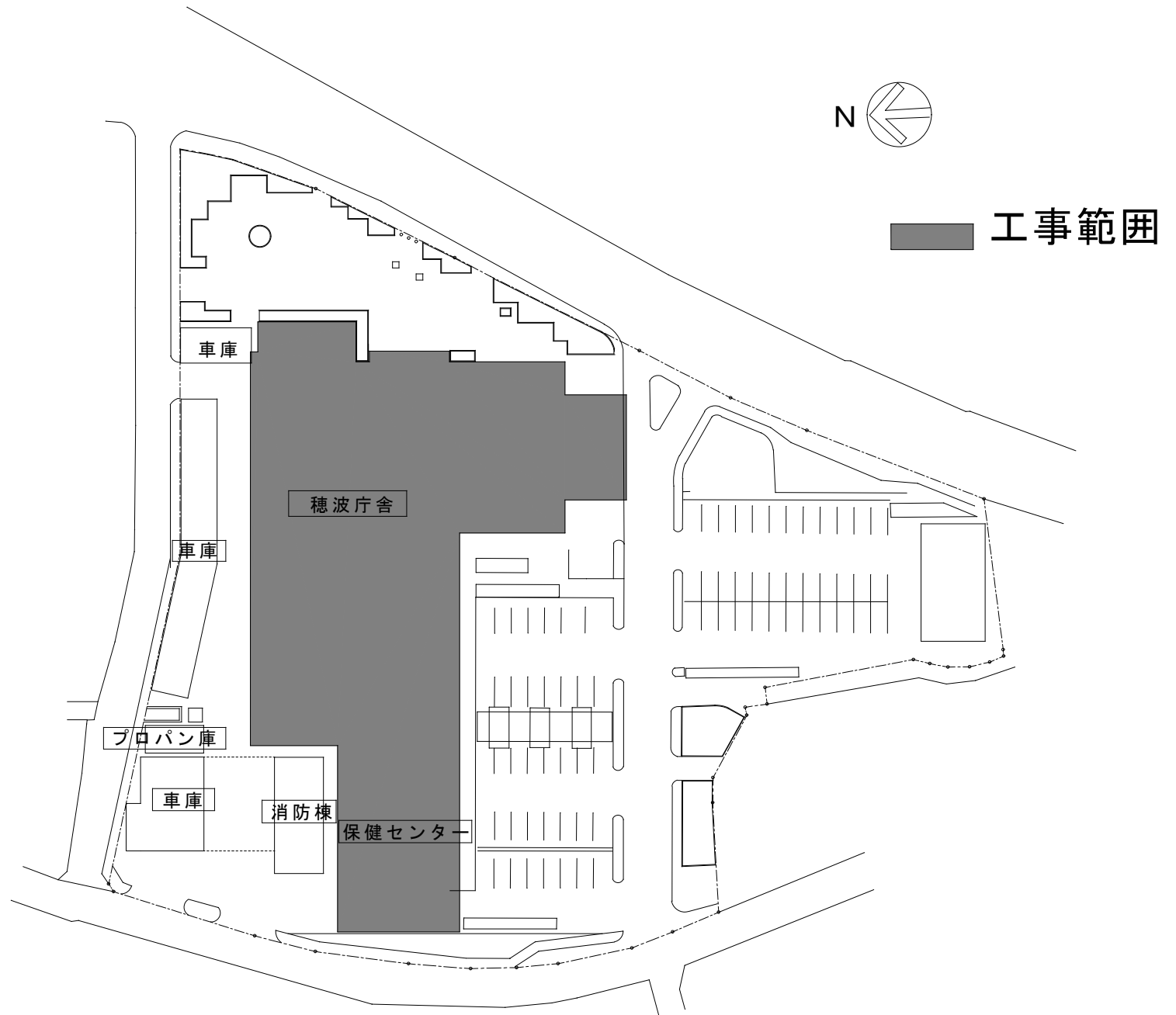
施 設 概 要 鉄筋コンクリート造4階建
延床面積 8,480.36㎡

外部仕上表

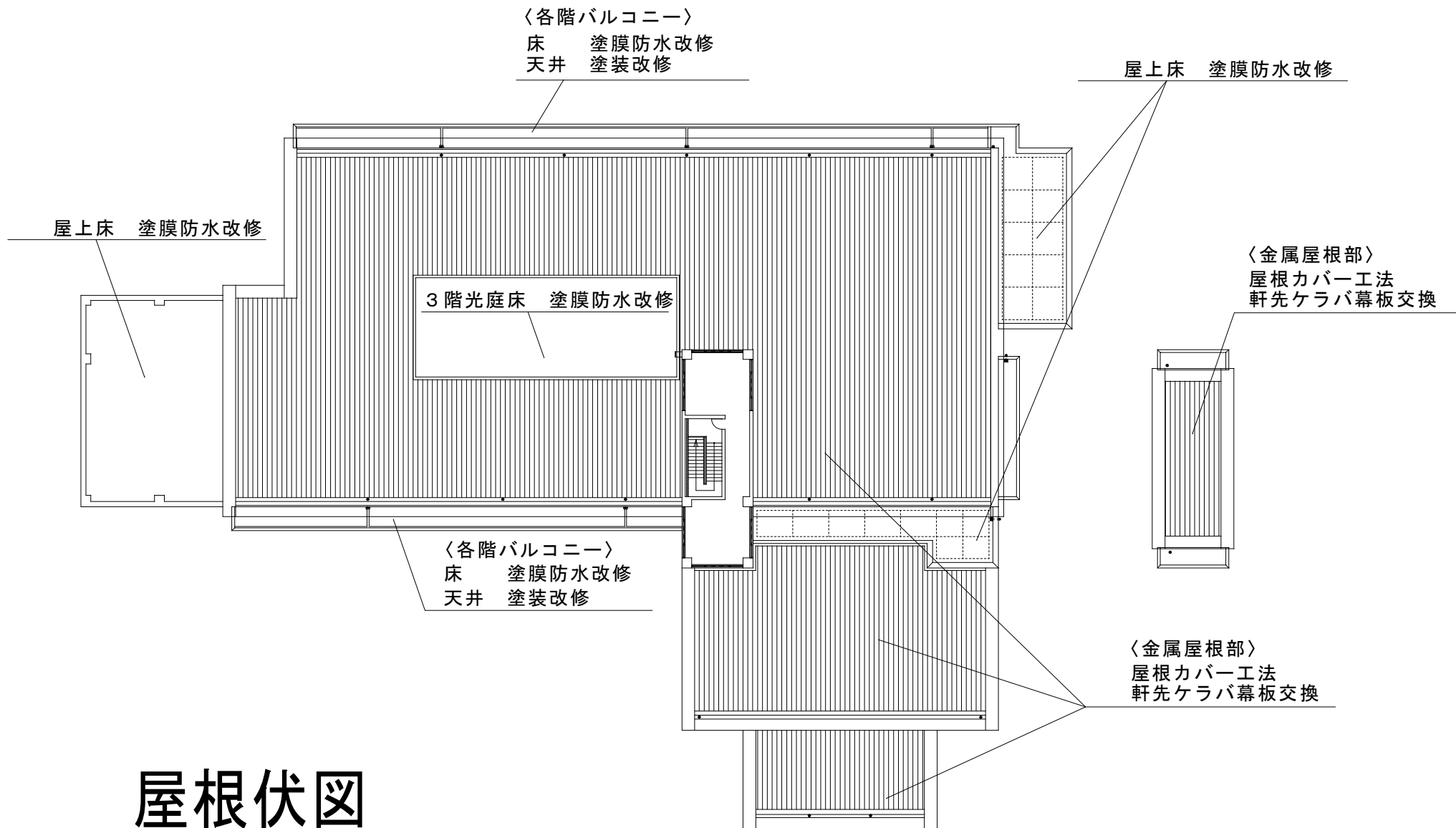
外 壁	100角タイル貼りクラック部改修一部張替 外壁収縮目地・サッシ周りシーリング打替え 塩ビ縦樋取替え、SUS縦樋一部取替え
屋 根	アルミ瓦棒葺きカバー工法、ウレタン塗膜防水X-1工法 軒先鋼板・ケラバ幕板撤去交換
バルコニー	床 :ウレタン塗膜防水X-2工法 軒天:下地補修処理の上複層塗材E 改修用ルーフトレイン設置

今回工事範囲



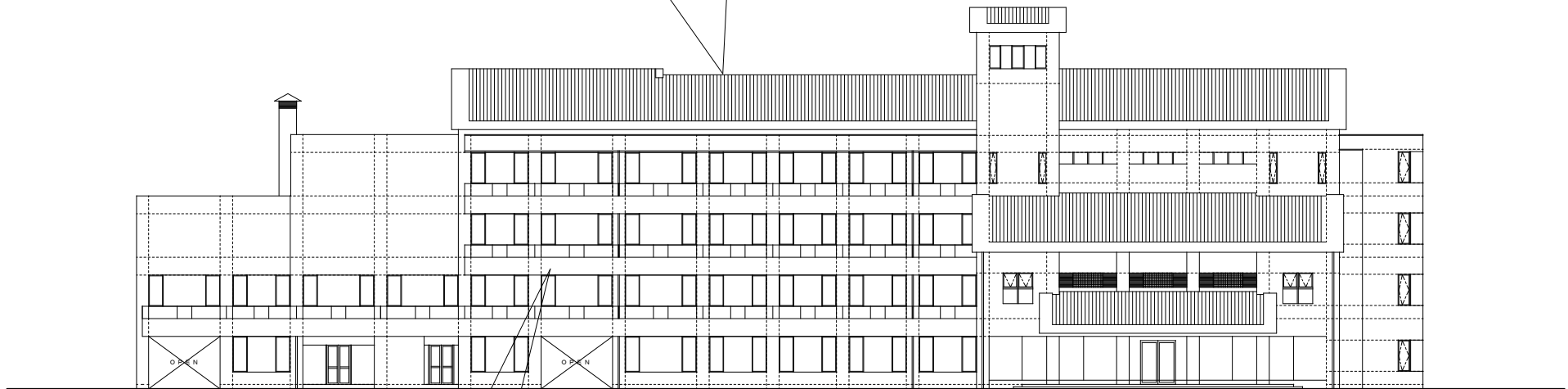


配置図



屋根伏図

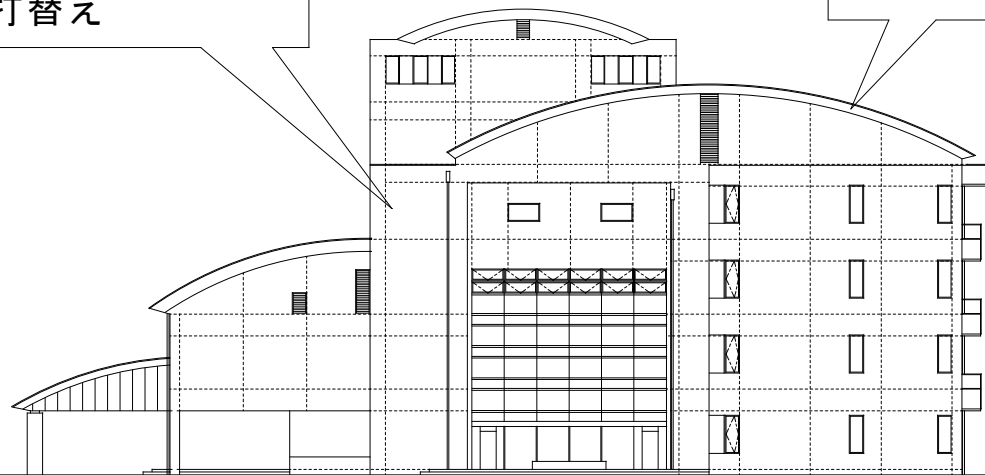
- ・屋根カバー工法
- ・軒先ケラバ幕板交換



南側立面

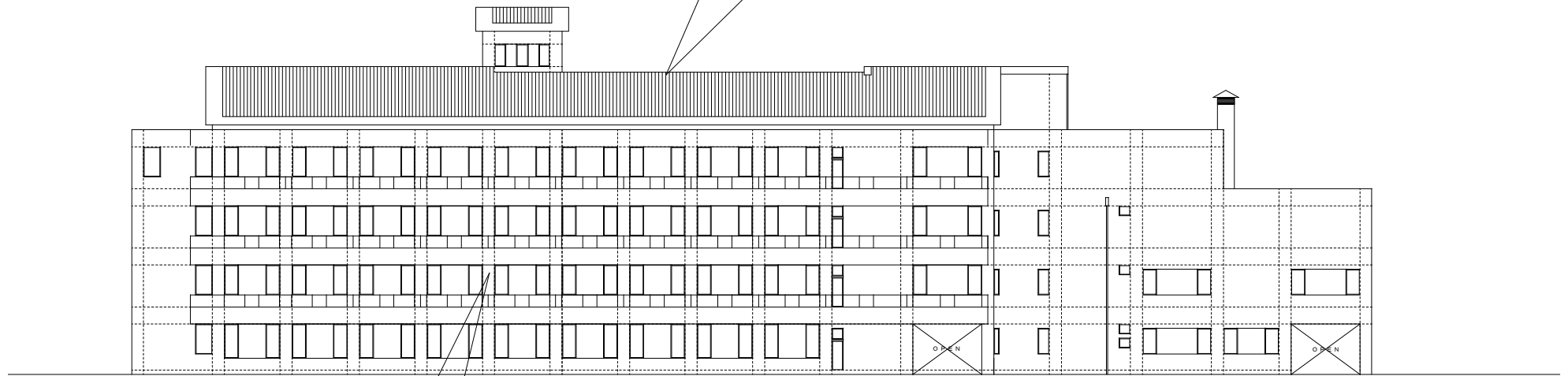
- ・外壁タイル浮き・クラック部補修
- ・外壁誘発・打継目地打ち替え
- ・サッシ周囲シール打替え

- ・屋根カバー工法
- ・軒先ケラバ幕板交換



東側立面

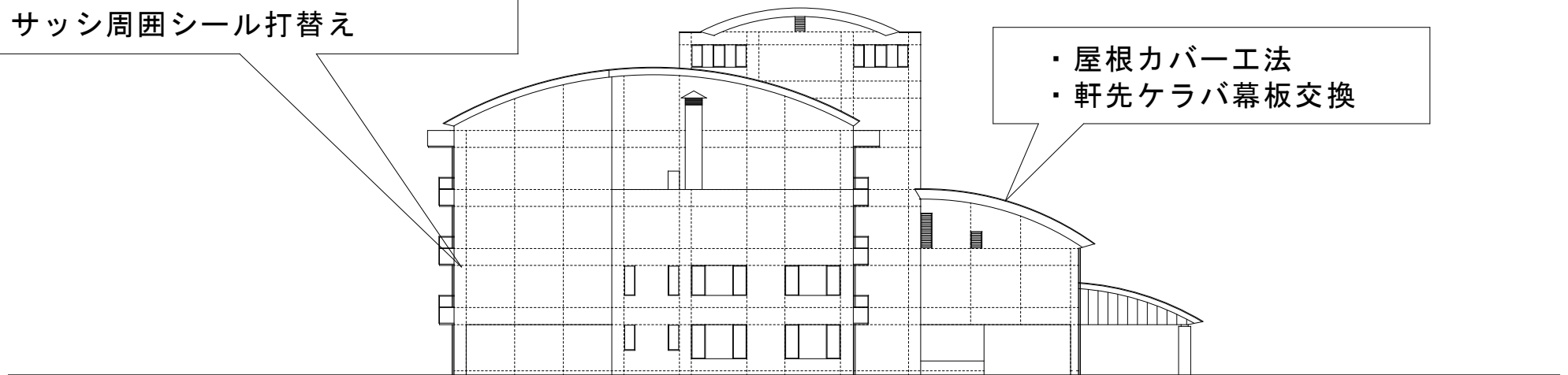
- ・屋根カバー工法
- ・軒先ケラバ幕板交換



北側立面

- ・外壁タイル浮き・クラック部補修
- ・外壁誘発・打継目地打替え
- ・サッシ周囲シール打替え

- ・屋根カバー工法
- ・軒先ケラバ幕板交換



西側立面

飯塚市土地開発公社の解散

公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第22条第1項の規定により、飯塚市土地開発公社を解散することについて、議会の議決を求める。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

地価の下落や公共事業が減少傾向にあること等により、土地の先行取得を主な業務とする飯塚市土地開発公社の設立時の意義や役割が薄れてきたことから、同公社を解散するため、本案を提出するものである。

土地の取得(目尾地域開発事業敷及び飯塚駅前広場整備事業用地敷)

公共事業用地として、次の土地を取得するものとする。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

- | | |
|----------|------------------------|
| 1 所在地 | 飯塚市津島字耳取302番1外35筆 |
| 2 地 目 | 原野外 |
| 3 取得面積 | 301,894.19平方メートル |
| 4 取得価格 | 1,683,044,881円 |
| 5 契約の相手方 | 飯塚市土地開発公社
理事長 中村 洋一 |

提案理由

飯塚市土地開発公社の解散に伴い、この財産を飯塚市(土地開発基金)の財産として取得するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例(平成18年飯塚市条例第57号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

取得する財産の明細表

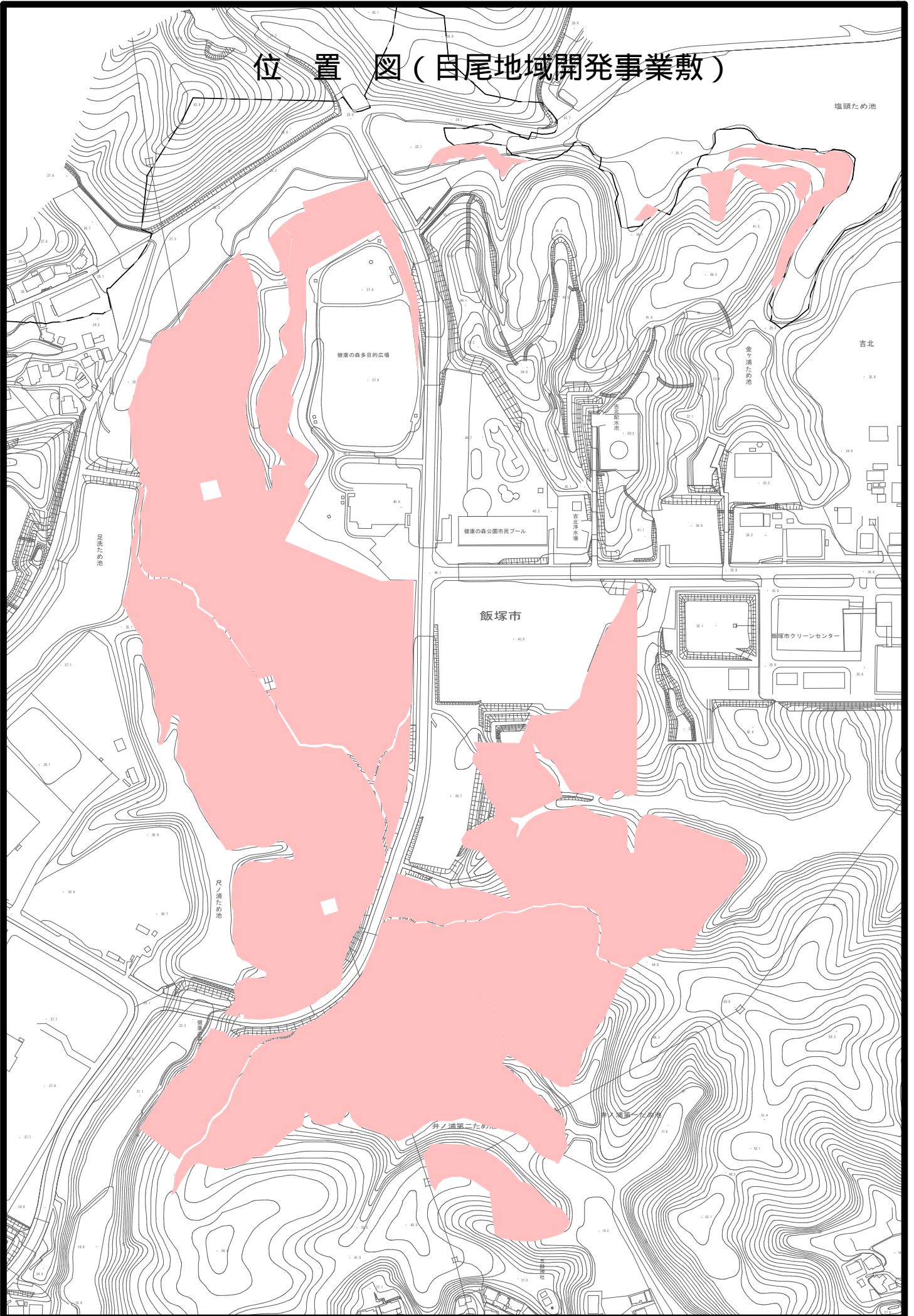
(1) 目尾地域開発事業敷

	所在地	台帳地目	取得面積(㎡)
1	飯塚市津島字耳取302番1	原野	8,073.00
2	飯塚市津島字耳取302番6	原野	58,602.93
3	飯塚市津島字耳取304番3	原野	20,444.14
4	飯塚市柳橋字井ノ浦847番	原野	7,015.00
5	飯塚市柳橋字耳トリ869番1	原野	26,910.94
6	飯塚市柳橋字耳トリ869番3	原野	250.14
7	飯塚市柳橋字新立870番1	原野	23,833.00
8	飯塚市柳橋字中尾871番1	原野	39,514.02
9	飯塚市柳橋字中尾871番22	原野	2,806.97
10	飯塚市柳橋字中尾871番23	原野	47.15
11	飯塚市柳橋字ナマエ874番1	山林	9,821.00
12	飯塚市吉北字貴船85番2	原野	946.00
13	飯塚市吉北字貴船86番	原野	3,117.00
14	飯塚市吉北字堂ノ浦88番	原野	1,580.00
15	飯塚市吉北字堂ノ浦95番	原野	67.00
16	飯塚市吉北字堂ノ浦96番	原野	1,257.00
17	飯塚市吉北字堂ノ浦112番	原野	237.00
18	飯塚市吉北字コバ山118番7	山林	3,698.99
19	飯塚市吉北字佐屋ノ浦120番1	山林	87,824.49
20	飯塚市吉北字佐屋ノ浦155番	原野	991.00
21	飯塚市吉北字佐屋ノ浦156番	原野	320.00
22	飯塚市吉北字佐屋ノ浦160番	畑	272.00
23	飯塚市吉北字佐屋ノ浦161番	畑	601.00
24	飯塚市吉北字佐屋ノ浦181番	山林	373.00
25	飯塚市吉北字佐屋ノ浦185番	原野	780.00
26	飯塚市吉北字佐屋ノ浦213番	山林	1,109.00
	小計	26筆	300,491.77

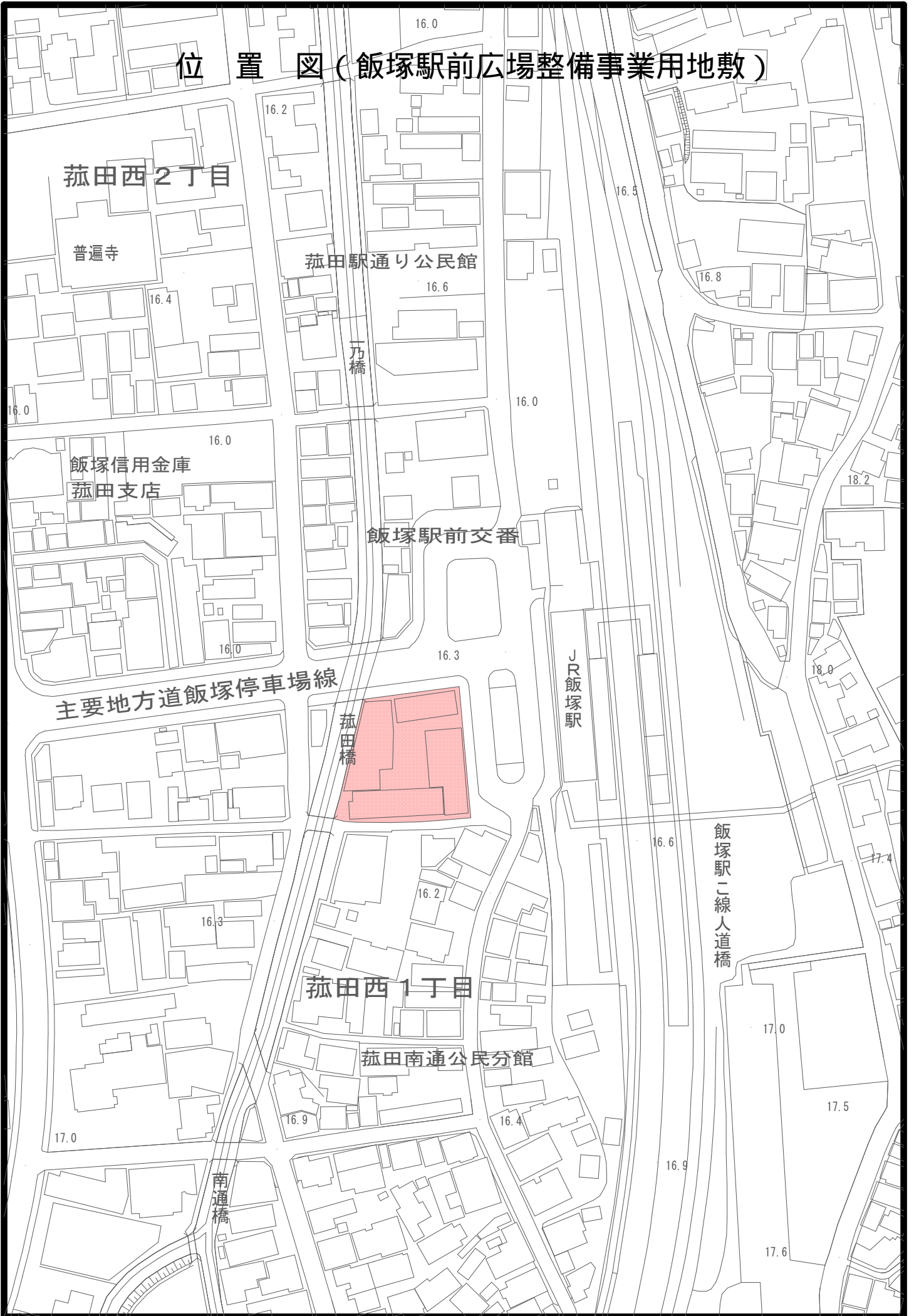
(2) 飯塚駅前広場整備事業用地敷

	所在地	台帳地目	取得面積(m ²)
1	飯塚市菰田西一丁目261番1	宅地	441.12
2	飯塚市菰田西一丁目262番1	宅地	54.87
3	飯塚市菰田西一丁目262番10	宅地	110.35
4	飯塚市菰田西一丁目263番1	宅地	263.25
5	飯塚市菰田西一丁目263番4	宅地	44.39
6	飯塚市菰田西一丁目263番13	宅地	50.84
7	飯塚市菰田西一丁目263番14	宅地	48.98
8	飯塚市菰田西一丁目265番12	宅地	109.85
9	飯塚市菰田西一丁目265番53	宅地	75.32
10	飯塚市菰田西一丁目274番2	宅地	203.45
	小計	10筆	1,402.42
	合計	36筆	301,894.19

位置図（目尾地域開発事業敷）



位置図（飯塚駅前広場整備事業用地敷）



財産の処分(山倉)

次の普通財産を処分するものとする。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

1 処分する財産 鉱業権

2 処分財産の表示

所在地 飯塚市山倉地内
種 類 採掘権
鉱 種 石灰石
登録番号 福岡県採掘権登録第2473号
登録年月日 昭和38年4月11日
処分面積 37,300平方メートル
処分価格 57,200,000円

3 契約の相手方

住 所 福岡県田川市大字弓削田80番地
名 称 関の山鉱山株式会社
代表取締役社長 中村 義道

提案理由

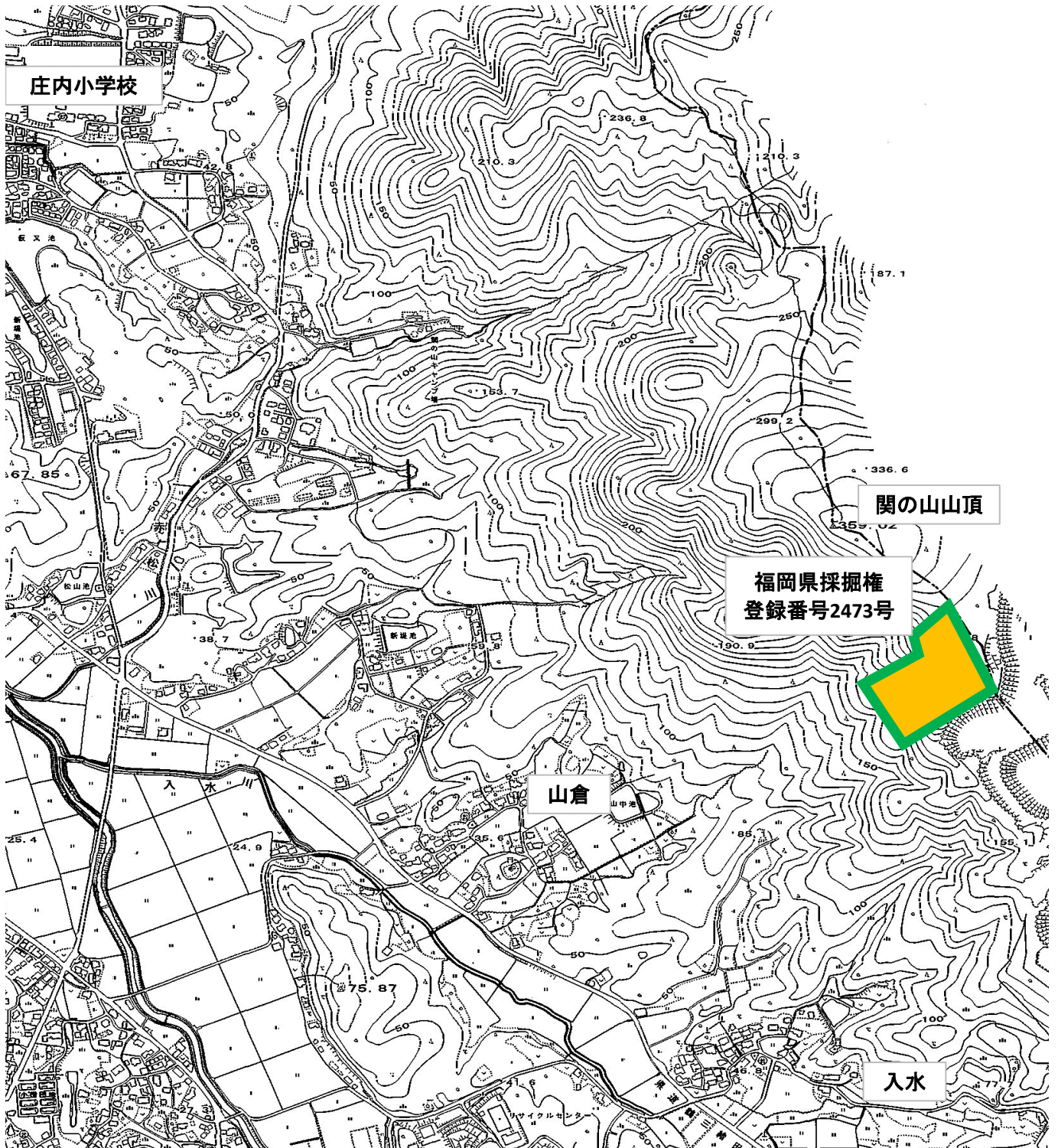
この普通財産を関の山鉱山株式会社に処分するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例(平成18年飯塚市条例第57号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

処分する財産の明細表


(1) 鉱業権

所在地	鉱区	登記面積(m ²)
飯塚市山倉1番の一部	福岡県採掘権登録2473号	37,300
飯塚市山倉2番の一部		
合計		37,300

位置図(鉱業権)



凡例

 福岡県採掘権登録番号2473号

土地の処分(鯉田工業団地)

次の普通財産を処分するものとする。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

- 1 所在地 飯塚市鯉田字タラ池149番4外3筆
- 2 地 目 宅地
- 3 処分面積 29,720.87平方メートル
- 4 処分価格 211,012,000円
- 5 契約の相手方
住 所 岐阜県岐阜市柳津町北塚四丁目41番地の3
名 称 中村精工株式会社
代表取締役 渡邊 章

提案理由

この普通財産を工場等用地敷として、中村精工株式会社に処分するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例(平成18年飯塚市条例第57号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

処分する財産の明細表

所在地	台帳地目	実測面積(m ²)
飯塚市鯉田字タラ池149番4	宅地	7,630.41
飯塚市鯉田字経読442番66	宅地	17,738.52
飯塚市鯉田字柳ヶ谷1526番206	宅地	4,212.38
飯塚市鯉田3216番6	宅地	139.56
合計		29,720.87

位置図 (鯉田工業団地)



処分地
面積 : 29,720.87 m²

第1区画

中山福(株)

ニシオ工販(株)

共栄フード(株)

株タイセイ
プラス

ジャパンパイル(株)

指定管理者の指定(いづかスポーツ・リゾート)

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
いづかスポーツ・リゾート
- 2 指定管理者となる団体
団体名 株式会社ソニックスポーツ
代表者 代表取締役 力久 幸一朗
所在地 熊本県熊本市中央区新屋敷一丁目14番40-1506号
- 3 指定管理者に管理を行わせようとする期間
施設の管理運営に関する基本協定の締結日～令和22年3月31日

提案理由

公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

指定管理者指定議案資料

1 施設の概要

- ① 施設名称 いろいろスポーツ・リゾート
- ② 所在地 福岡県飯塚市仁保8番地37
- ③ 開設時期 令和2年4月1日
- ④ 規模構造・施設内容

敷地面積 31,544.64㎡

建物の規模構造

建物	構造・階	延床面積	棟数
ホテル棟	鉄骨造2階建	1,443.29㎡	1
コテージ棟	鉄骨造2階建	82.52㎡	5
テント棟	鉄骨造平屋建	35.92㎡	6
キャンピングトレーラー		24.52㎡	4

施設内容

ホテル棟	1階 玄関ロビー、エントランスホール、フロント、事務室、ラウンジ、小ホール、多目的ホール兼レストラン、厨房、多目的トイレ、トイレ(男女)、従業員控室、従業員更衣室、従業員トイレ、倉庫、パントリー 2階 客室15室(うちバリアフリールーム10室)、コインランドリー、リネン・倉庫、物置
コテージ棟	1階 シャワールーム、トイレ 2階 客室、インナーバルコニー、浴槽
テント棟	客室、シャワールーム、トイレ
キャンピングトレーラー	客室、シャワールーム、トイレ、調理場
テニスコート	屋外3面、屋内4面
駐車場	80台
建造物及び附属設備	受水槽、ごみ置き場、屋外シャワー棟、屋外トイレ棟、屋外更衣室棟、手洗い場、浄化槽、屋外倉庫2棟 等

⑤ 業務内容

- ア 施設(宿泊施設及びテニスコート)の運営及び利用に関する業務
- イ 施設及び設備の維持管理に関する業務

2 指定管理者となる団体の概要

(1) 設立年月日 平成19年4月19日

(2) 主な提案業務内容及び事業計画

① 運営業務

- ・ユニバーサルデザインの考えに基づいた運営の実施

② 管理業務

- ・施設点検、清掃計画、植栽管理、モニタリング等の適切な施設管理を実施

③ サービス向上事業

- ・高速Wi-Fi、売店、コーヒースタンド等の設置

④ 自主事業

- ・テニススクールの運営、宴会の場の提供

3 非公募により選定を行った理由

本施設の整備方針としてDBO(Design・Build・Operate)方式を採用したことから、事業者について、設計、建設、維持管理運営業務を一体的なものとして募集し、プロポーザルを実施して選定したため、指定管理者の選定に当たっては公募を行わなかったものである。

4 募集時点での指定管理料上限額(単年度)

利用料金制度の採用により、指定管理料の支出はなし

5 選定評価結果

団体名	評価点 (920点中)
団体名 株式会社ソニックスポーツ 代表者 代表取締役 力久 幸一朗 所在地 熊本県熊本市中央区新屋敷一丁目14番40-1506号	665

指定管理者の指定(飯塚市庄内生活体験学校)

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
飯塚市庄内生活体験学校
- 2 指定管理者となる団体
団体名 特定非営利活動法人 体験教育研究会ドングリ
代表者 理事長 正平 辰男
所在地 福岡県飯塚市有安958番地1
- 3 指定管理者に管理を行わせようとする期間
令和2年4月1日～令和7年3月31日

提案理由

公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

指定管理者指定議案資料

1 施設の概要

- ① 施設名称 飯塚市庄内生活体験学校
- ② 所在地 福岡県飯塚市有安958番地1
- ③ 開設年月日 昭和63年1月15日
- ④ 規模構造・施設内容
 - 敷地面積 10,000㎡
 - 延床面積 1,465㎡
 - 構造 木造平屋・鉄筋コンクリート造一部2階建
 - 施設内容 生活棟、生活文化交流センター、管理棟、動物棟、倉庫、堆肥舎、車庫・倉庫、作業棟、炭焼小屋、ピザ窯・建屋
- ⑤ 業務内容
 - ア 施設の運営に関する業務
 - (ア) 施設の利用及び事業に関すること。
 - (イ) 施設の利用管理に関すること。
 - イ 施設の管理に関する業務
 - (ア) 建築物の保守管理に関すること。
 - (イ) 設備の保守管理に関すること。
 - (ウ) 施設の清掃に関すること。
 - (エ) 備品類の管理に関すること。
 - ウ 施設の目的を達成するために必要な業務
 - (ア) 児童生徒を対象とした通学合宿・体験合宿の事業、就学前児童を対象とした体験活動・合宿、及び不登校の傾向にある児童生徒の体験活動等に関すること。
 - (イ) 家庭教育支援や地域の教育力を育む活動等に関すること。
 - (ウ) 上記(ア)(イ)の事業及び活動等に関与する指導員等の人材育成に関すること。
 - (エ) その他目的に合致するもの
 - エ その他の業務
 - (ア) 市が主催又は共催、後援の事業に対する支援
 - (イ) 施設を有効に活用し、活性化を図るための創意工夫した事業の実施
 - (ウ) 指定期間終了時の事務引継ぎに関すること。

2 指定管理者となる団体の概要

① 設立年月日 平成20年2月5日

② 主な提案業務内容及び事業計画

- ・適切な施設管理運営業務 施設の安全確認、清掃業務、設備点検、備品管理等の実施
- ・サービス向上のための方策 利用者アンケートを実施し、事業運営に反映
- ・利用促進のための方策 通信、チラシ、ポスター等の配布及びホームページを活用した広報活動
- ・体験合宿事業 通学合宿、生活体験合宿
- ・幼児の野外生活体験活動支援事業 農耕体験、動物ふれあい体験等
- ・地域、大学、行政、企業との連携 野菜栽培、大学の教育実践演習、防災合宿、植樹等

3 非公募により選定を行った理由

特定非営利活動法人体験教育研究会ドングリと施設の関係が密接不可分にあり、団体の役割と施設の設置目的・機能が一致していることから、その団体が管理運営を行うことにより、安定的・効果的な施設運営が期待できること。また、その実績があること。

4 募集時点での指定管理料上限額(単年度)

18,834千円(消費税及び地方消費税を含む。)

5 選定評価結果

団 体 名	評価点 (960点中)
団体名 特定非営利活動法人 体験教育研究会ドングリ 代表者 理事長 正平 辰男 所在地 福岡県飯塚市有安958番地1	693

指定管理者の指定期間の変更(庄内温泉筑豊ハイツ)

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定期間を変更する。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

- 1 指定管理者が管理を行っている公の施設の名称
庄内温泉筑豊ハイツ
- 2 現指定管理者
団体名 一般財団法人 筑豊勤労者福祉協会
代表者 理事長 松岡 賛
所在地 福岡県飯塚市仁保8番地30
- 3 変更期間
変更前 平成28年4月1日～令和3年3月31日(5年間)
変更後 平成28年4月1日～令和元年12月31日(3年9箇月間)

提案理由

現指定管理者の指定期間を変更することについて、地方自治法(昭和22年法律第67条)第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

新市建設計画の一部変更

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条第7項の規定により新市建設計画を別紙のとおり一部変更する。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

合併特例債を発行することができる期間が15年から20年に延長されたことに伴い、新市建設計画を一部変更するため、本案を提出するものである。

市道路線の認定

次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

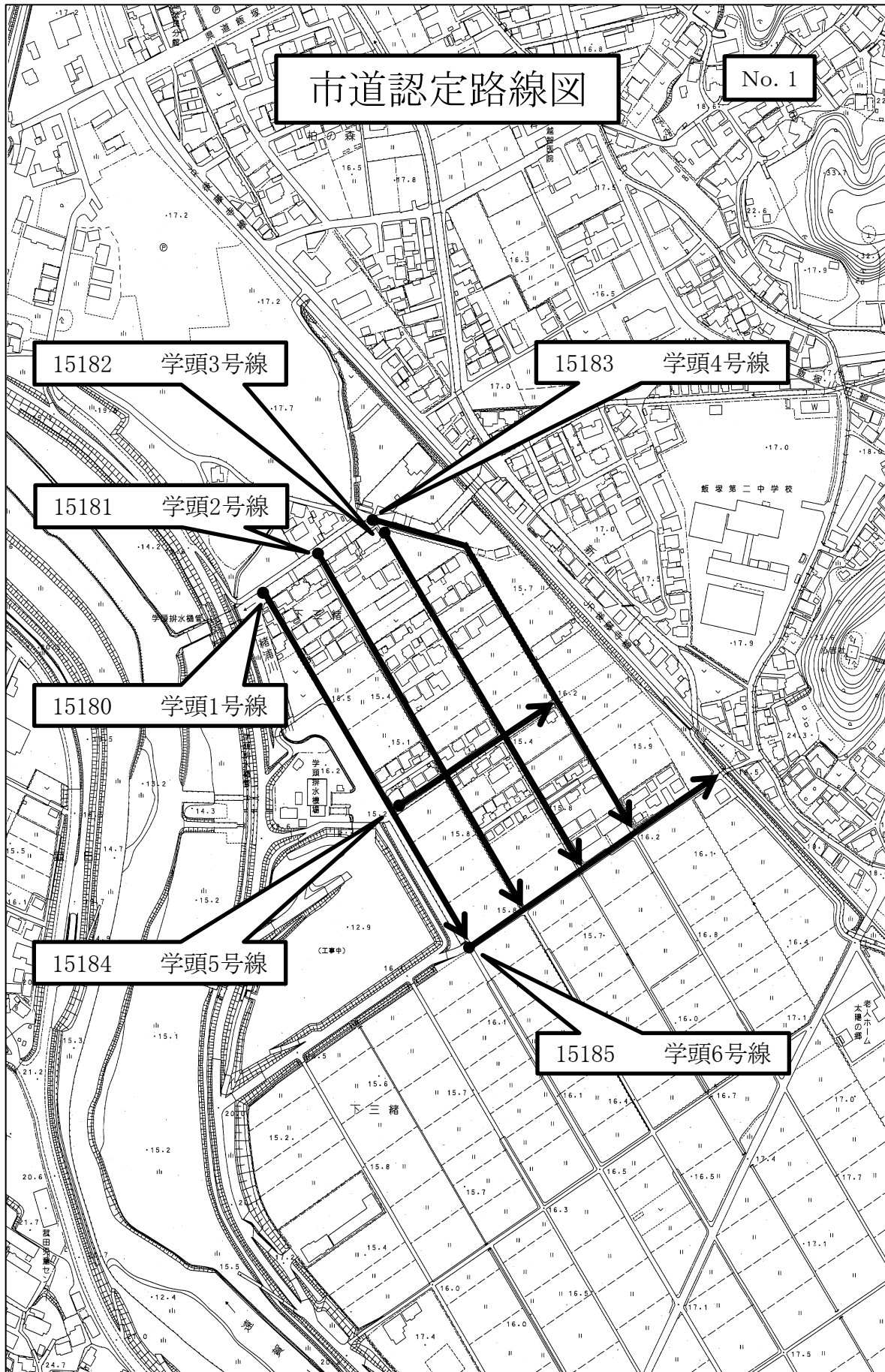
道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するにあたり、同条第2項の規定により議決を求めるものである。

市道認定路線明細

一連 番号	路線 番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	図面 番号
1	15180	学頭1号線	下三緒993-2地先	下三緒1015-5地先	2.9	353.7	No. 1
2	15181	学頭2号線	柏の森678-8地先	下三緒985地先	3.5	354.4	No. 1
3	15182	学頭3号線	柏の森690-1地先	下三緒978地先	3.1	339.3	No. 1
4	15183	学頭4号線	柏の森696-3地先	下三緒977地先	3.3	374.1	No. 1
5	15184	学頭5号線	下三緒1001-9地先	下三緒973-11地先	2.7	198.8	No. 1
6	15185	学頭6号線	下三緒985地先	下三緒963地先	3.0	267.8	No. 1
7	15186	真先2号線	菰田東2丁目521-13地先	菰田東2丁目521-7地先	6.2	87.5	No. 2
8	33548	平恒・彼岸田5号線	平恒278-8地先	平恒278-11地先	7.5	33.5	No. 3
9	33549	南尾・島ノ町線	南尾376-9地先	南尾375-9地先	6.1	62.0	No. 4
				合 計		2071.1	

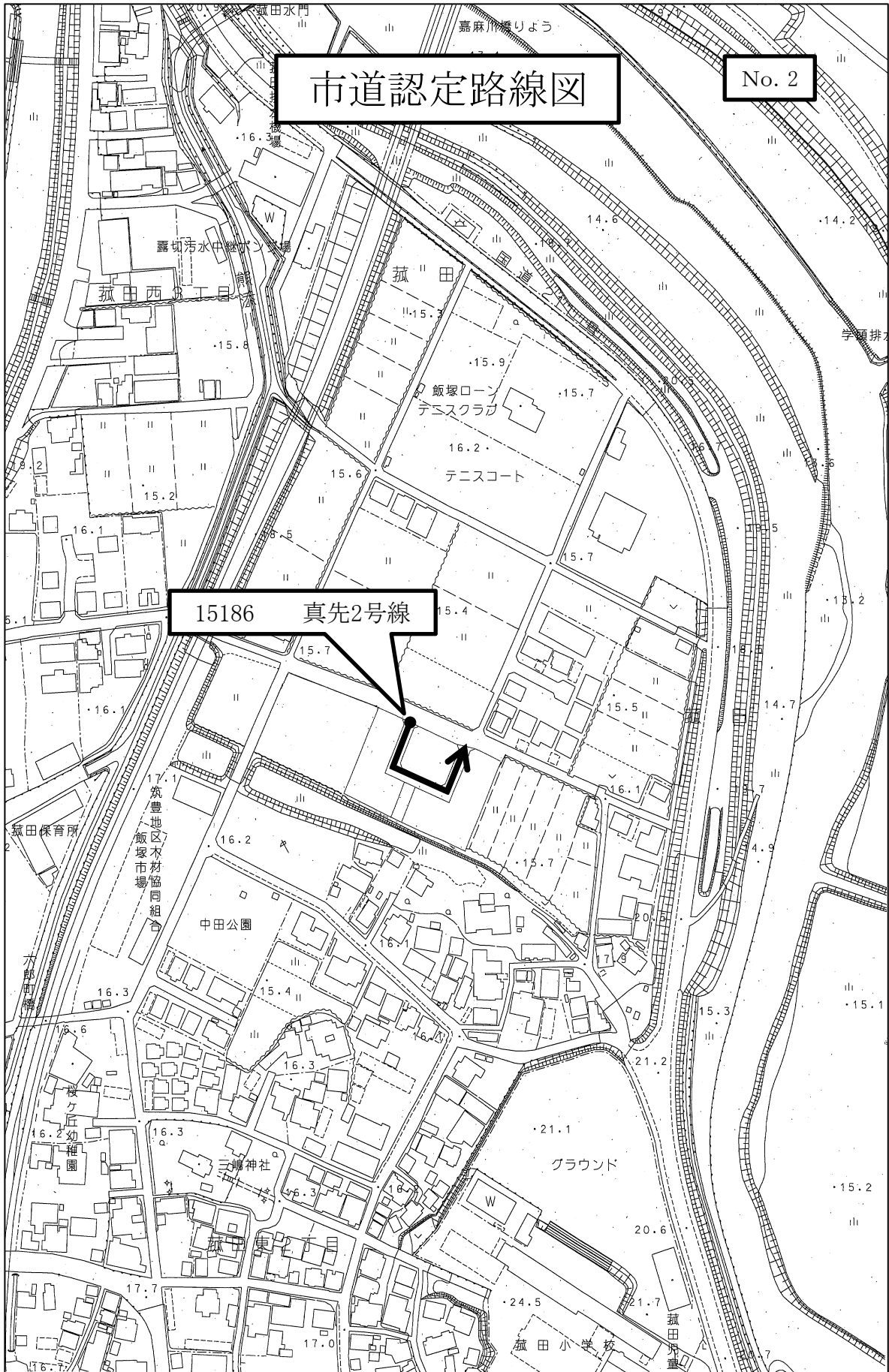
市道認定路線図

No. 1

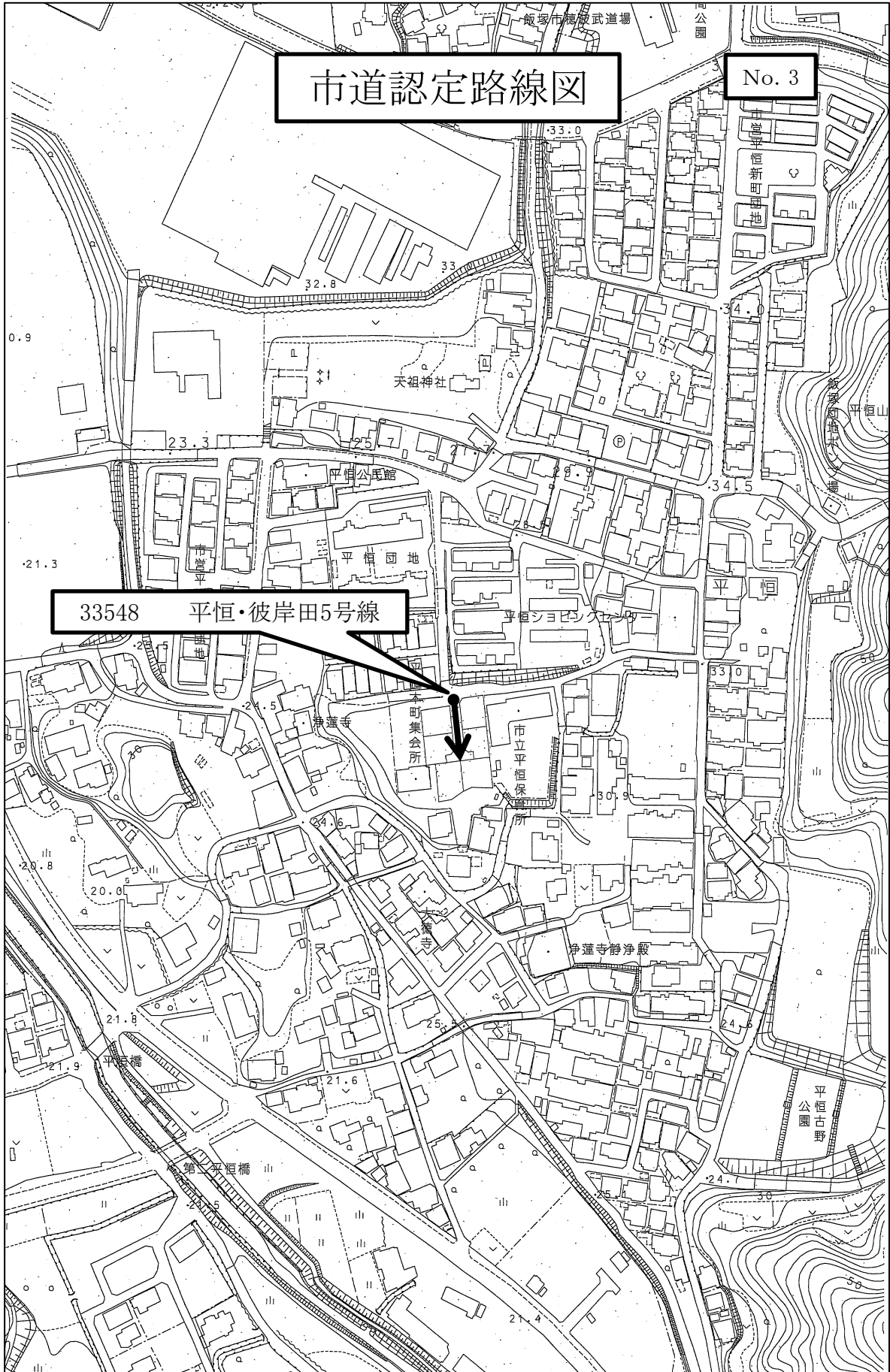


市道認定路線図

No. 2

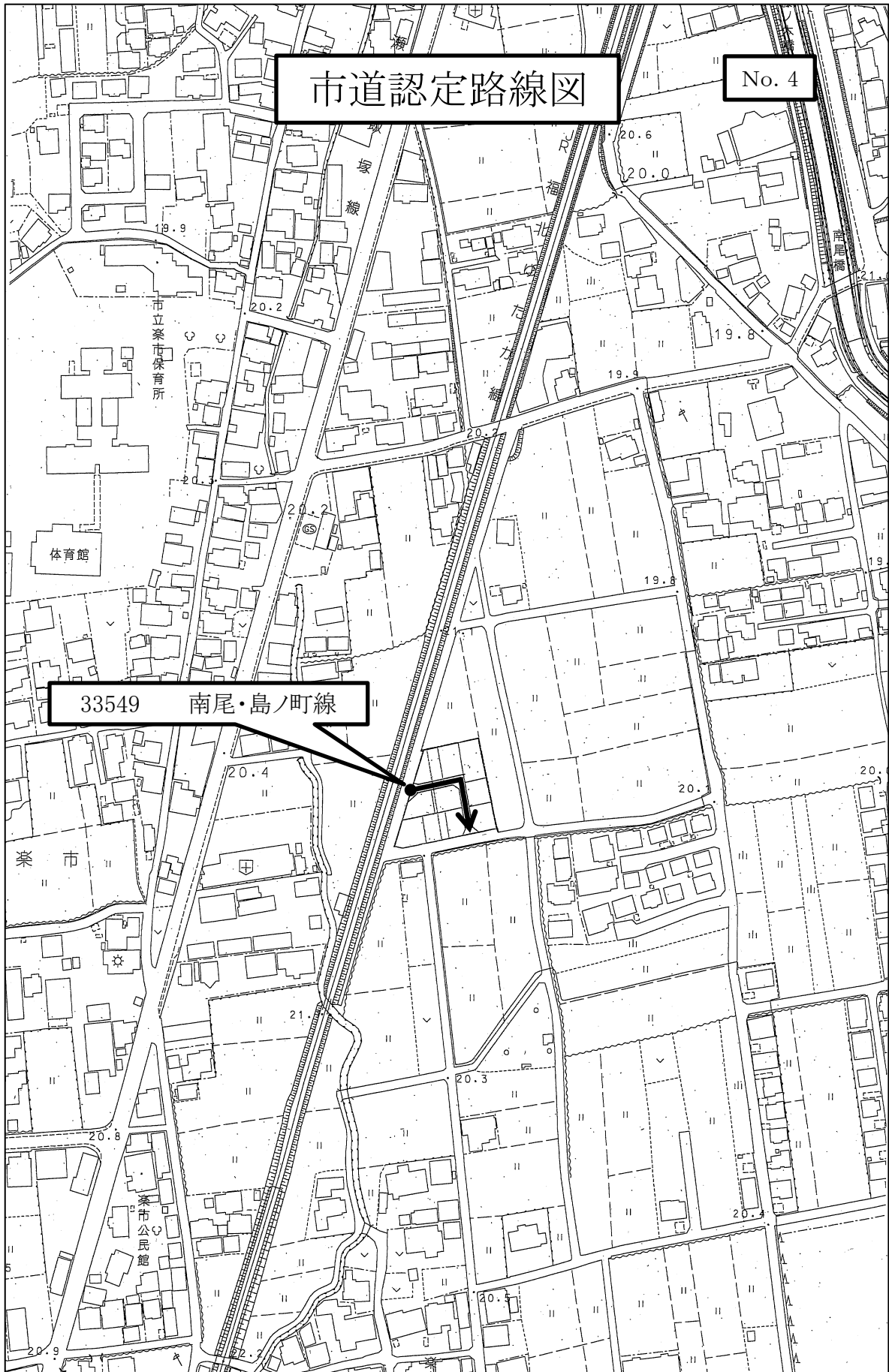


15186 真先2号線



市道認定路線図

No. 4



33549 南尾・島ノ町線

専決処分の承認(令和元年度飯塚市一般会計補正予算(第2号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、令和元年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

専決第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和元年7月21日専決

飯塚市長 片 峯 誠

令和元年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)

平成30年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成30年度飯塚市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成30年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成30年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成30年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成30年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成30年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成30年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成30年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成30年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成30年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成30年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成30年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成30年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成30年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成30年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成30年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成30年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成30年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成30年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成30年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成30年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成30年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成30年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成30年度飯塚市水道事業会計決算の認定

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成30年度飯塚市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成30年度飯塚市工業用水道事業会計決算の認定

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成30年度飯塚市工業用水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成30年度飯塚市下水道事業会計決算の認定

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成30年度飯塚市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成30年度飯塚市立病院事業会計決算の認定

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成30年度飯塚市立病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和元年7月18日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

損害賠償の額 247,030円

1 事故発生の日時、場所

令和元年5月15日(水) 午後2時30分頃

飯塚市弁分地内 市道 弁分・労災病院線

2 事故の概要

穂波支所経済建設課職員が除草作業中、刈払機で小石を跳ね、市道を走行中の相手方車両の左側助手席ドアガラスを破損させたものである。

3 損害の状況

物的損害 相手方 左側助手席ドアガラス

破損

4 示談の内容

(1) 市は、相手方に対し損害賠償金247,030円を支払う。

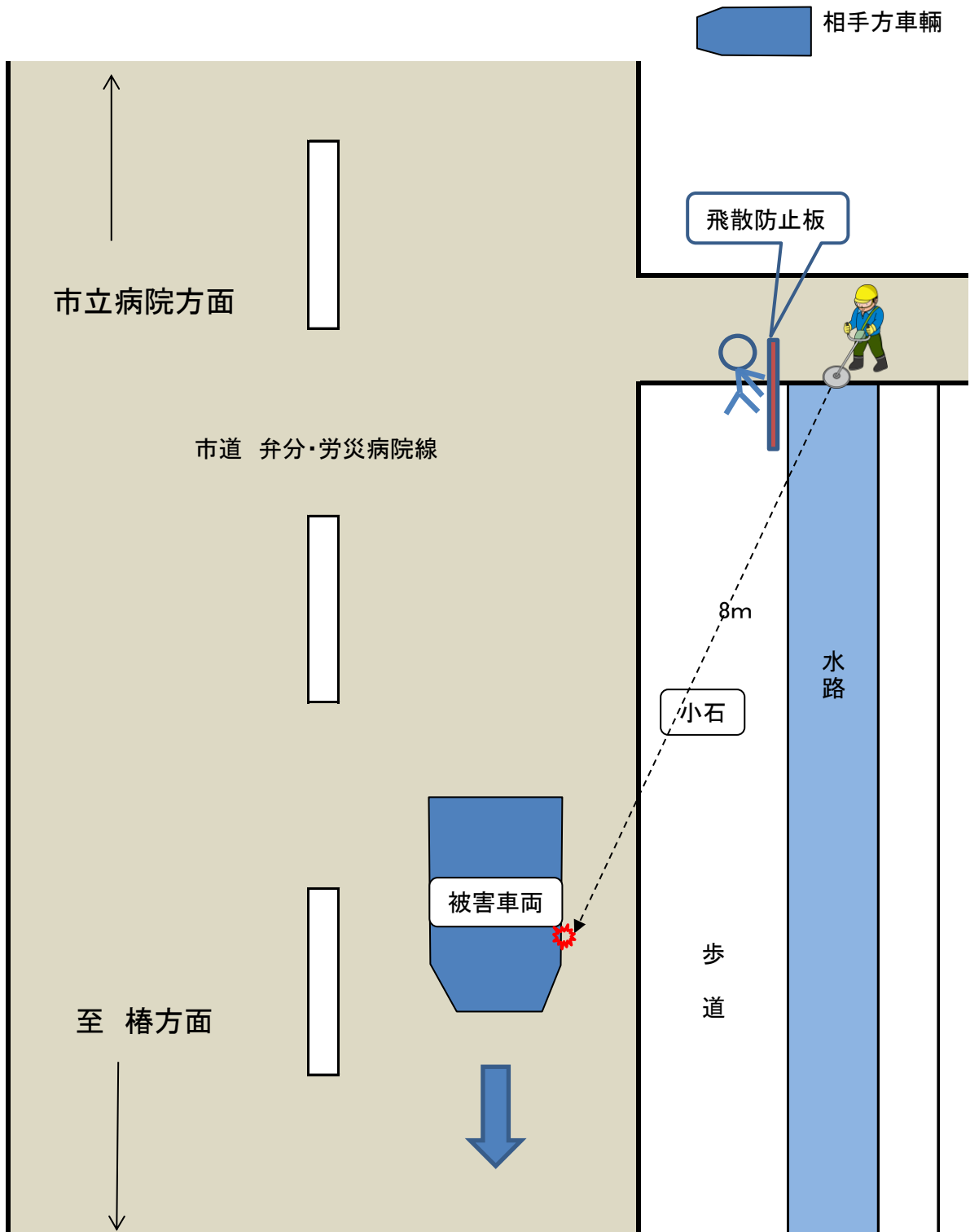
(2) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

5 損害賠償額の内訳

修理費用額247,030円のうち、市の過失割合100%

6 事故現場見取図 別紙のとおり

事故現場見取図



専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和元年7月18日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

損害賠償の額 52,282円

1 事故発生の日時、場所

令和元年5月30日(木) 午後3時5分頃

飯塚市吉北地内 市道 境田・コバ山線

2 事故の概要

環境対策課職員が清掃工場西門付近の除草作業中、刈払機で飛ばした小石により走行中の相手方車両に損傷を与えたものである。

3 損害の状況

物的損害 相手方 車両左側後部座席の窓ガラス損傷

4 示談の内容

(1) 市は、相手方に損害賠償金52,282円を支払う。

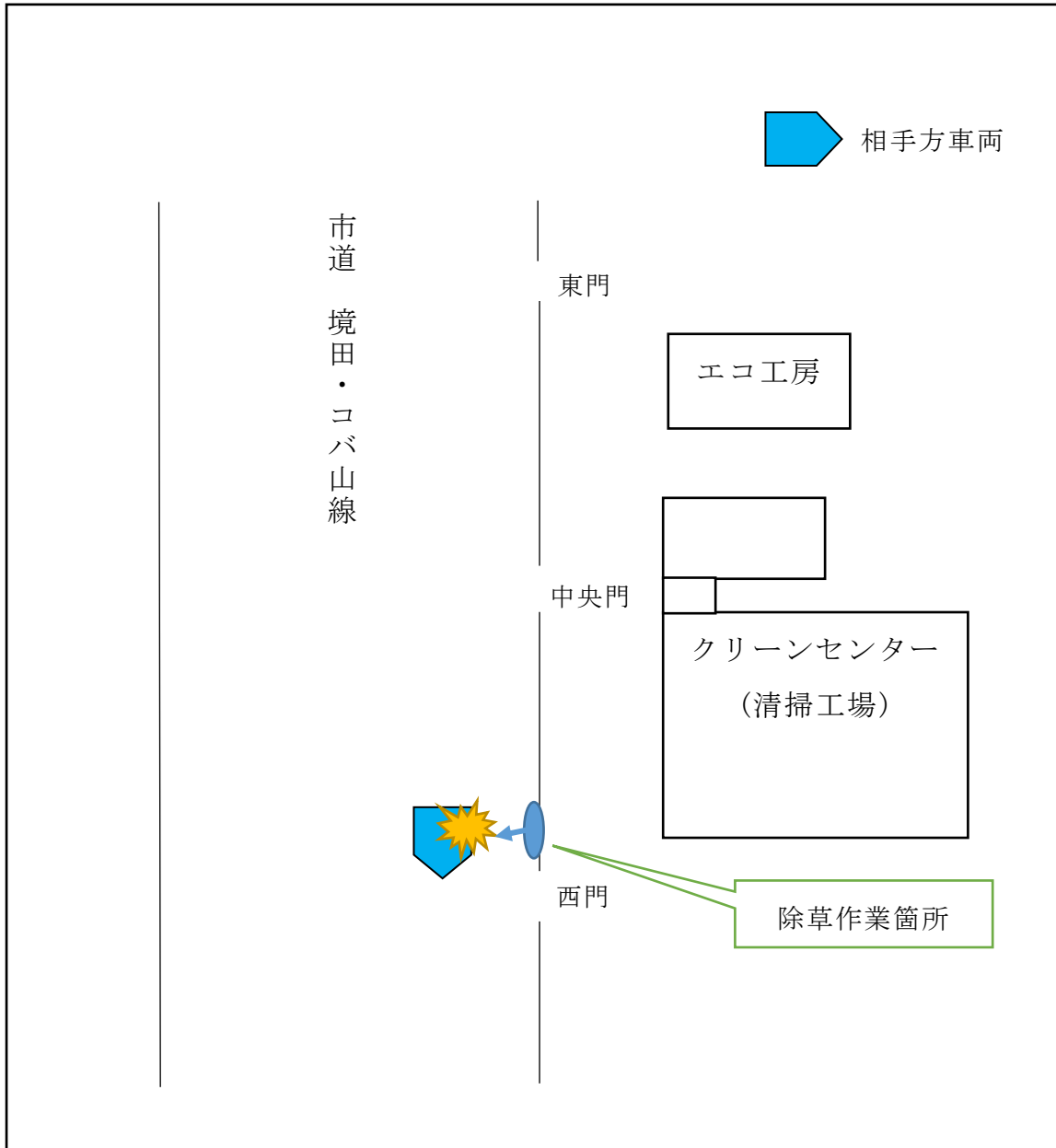
(2) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

5 損害賠償額の内訳

修理費用52,282円のうち、市の過失割合100%

6 事故現場見取図 別紙のとおり

事故現場見取図



平成30年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成30年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和元年9月3日提出

飯塚市長 片 峯 誠

健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成30年度算定値	—	—	4.3	19.7
早期健全化基準	11.68	16.68	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」で表示

公営企業の資金不足比率

(単位：%)

	資金不足比率
飯塚市水道事業会計	—
飯塚市工業用水道事業会計	—
飯塚市立病院事業会計	—
飯塚市下水道事業会計	—
飯塚市地方卸売市場事業特別会計	—
飯塚市農業集落排水事業特別会計	—
飯塚市工業用地造成事業特別会計	—

※資金不足額がない場合は「—」で表示

本ページ以降はSideBooks上で
データを縦に表示するための
調整用空白ページとなります。

